

戦民

結成大会特集

部落解放同盟綱領前文
改「正」案への問題提起



1984年10月

創刊号

全国部落解放青年同盟機関誌

全國に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。
 長い間虐められて来た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によってなされた吾等の爲めの運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、夫等のすべてが吾々によって、又他の人々によって毎に人間を冒瀆されてゐた罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を勵むかの如き運動は、かえつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によって自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、實行者であつた。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥ぎ取られ、ケモノの心臓を裂く代價として、暖い人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかわらうとする時代にあつたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。殉教者が、その刑冠を祝福される時が来たのだ。

吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。
 吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行爲によつて、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勵む事が何んであるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讚するものである。

水平社は、かくして生れた。
 人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正十一年三月三日

全國水平社創立大會



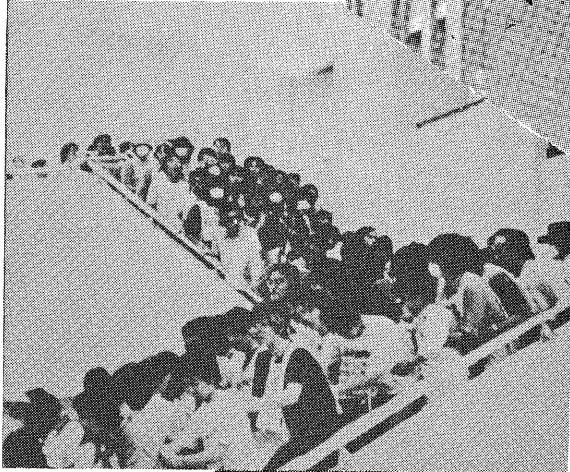
84年5月、全国部落解放青年同盟結成



10.10 三里塚闘争—1万4千で大爆発

74.10.29五战士

東京高裁を糾弾一占拠



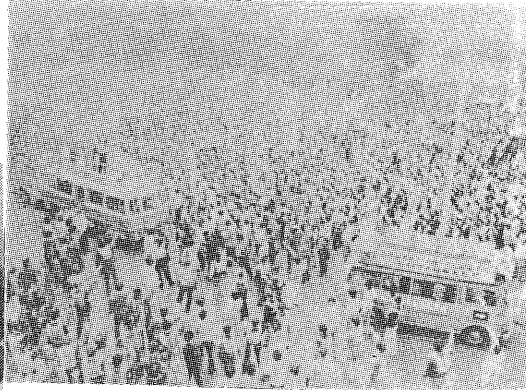
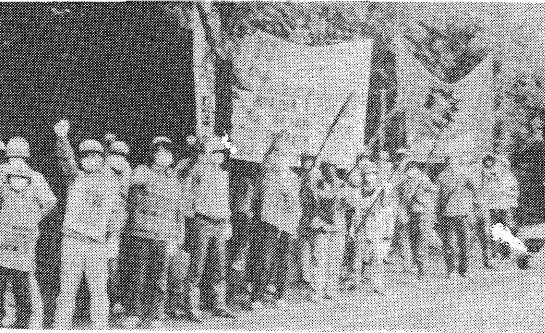
78.6.7「橋のない川」有罪判決阻止へ

大阪高裁突入・糾弾



8・9攻撃爆砕に起った労働者・学生

84・9.15福岡全青爆発



83・10.31狭山闘争爆発

全青闘争を牽引する戦闘的青年



81年広島全青



80年大阪全青

81.2.21奈良一旭ヶ丘小差別糾弾闘争



83.12.14 八鹿差別判決に怒りの糾弾爆発



目 次

発刊のことば	6
全国部落解放青年同盟結成大会議案書	7
〔1〕 激動する「戦争と革命」の時代の到来	9
〔2〕 部落解放運動の推進をめぐる解同組織攻防の段階的推転	17
〔3〕 解同組織攻防の性格と部落解放運動の現段階	23
〔4〕 我々の格闘地平	26
〔5〕 革命的部落解放運動基調	30
部落解放同盟綱領前文改「正」案への問題提起 赤田貫平	35
編集後記	69



三里塚空港爆砕へ進撃する革命的労農水「障」学共闘



全斗煥来日一天皇会見阻止の闘いに決起する部落解放青年同盟

発刊にあたって

諸君！「未来は青年のものである」

我々部落青年の未来を、如何なるものとして、にぎりしめるのか！

また如何にして、この光榮ある「革命と戦争」の時代を真に意義あるものとするのか！

全国の部落青年諸君！

我等の運動はこれからだ。

解放運動は、虐げられたる者の闘いである。泥と血にまみれた人間が、疲労困憊、苦悩のうちに然もなお、一脈の消し難い願望を抱きしめて、闘い抜く運動である。

幾千年の階級社会の歴史は、恒に自由解放の過程であり、階級闘争の記録であった。苦難をおそれて何の解放がかちとられようか！

今、解放運動の難境の時にあつて、我ら部落青年の使命は、重大である。

差別に怒り口惜しさを嘔みしめてきた無数の先達を忘却し、これから何も知らず生まれてくる無数の子孫を見捨て、国家と資本に身をゆだねる融和主義者どもに断を下し、60余年に

及ぶ解放運動の栄光をひきうけ、野太くしたたかな大衆の決起をよびおこせ！国家権力により幽閉されし、兄弟石川一雄を暗夜の獄から、奪還せよ！

そして、日本階級闘争の最前線に、突進せよ！

全国部落解放青年同盟は、日本帝国主义—国家権力—天皇制との決戦場に、三百万部落民の歴史と運命をひきうけ、全人民の未来を建設すべく、せめのぼる。

我々は、帝国主义とその軍隊、ファシスト、差別主義者らと闘う全世界の果敢で勇猛な、労働者、学生、被差別大衆人民と熱き連帯のきずなを結び、闘い抜くであろう。

時代は、容赦なく闘う者をふるいにかけて、我々一人一人に「闘いか、然らずんば無」として鋭くつきつけている。

全国の部落青年諸君！

全国部落解放青年同盟に結集し、自らの階級的立場と歴史的使命とを自覚し、断固たる階級意識と決然たる闘争精神をもって全階級戦線に進撃せよ！

共に「佳き日」をにぎりしめん！

一九八四年十月三十一日

全国部落解放青年同盟

結成大会議案書

歴史的な結成大会に参画した全ての部落の兄弟姉妹、そして、同志たち！

我々は、75年以來の全格闘を凝縮し、本日、結成を迎えた。75年以降、我々は、戦前、全水—全水青年同盟の苦闘をひきうけ、批判的革命的に継承し、闘い抜き、同時に、戦前・戦後を貫く部落解放運動の主體的総括をもって、部落民の自主的闘争組織（革命的団結）の確立へむけ、多くの「左翼」の否定的現状を突破し、闘い抜いてきた。

今日、日帝は、反革命戦争とファシズムへの突撃を加速度的に強め、狭山—「地改法」攻撃を両軸とした、帝国主義部落政策の総展開にうってでている。

部落解放運動は、かかる敵の攻撃をうち破り、絶対解放をきりひろくための歴史的転換点にたっている。

同時に、日帝中曾根の天皇制を前面におしだした戦後的諸關係・制度の革命的再編攻撃を前に、あらゆる「左翼」が歴史的にふるいにかけられているのだ。

我々は、部落解放運動の否定的現状、日本階級闘争—革命闘争の歴史的脆弱性を嘆くのではなく、主體的総括として結着をつけ、おのれらの部落解放運動—日本階級闘争上の自己

批判として、真に現状を打開しえる力と内容をさし示し、闘い抜かねばならない。

我々部落民の、差別の廃絶—部落絶対解放にむかう闘いで、日本革命における歴史的検証点であり、同時に我々は、我々部落民の闘いと革命的団結を環とする被差別共同闘争の横断的結合を実現していく歴史的任務をおうているのだ。

あらゆる反動の密集をうち破り、部落解放運動の革命的転換—前進は、日本階級闘争—革命闘争の前進にとっても不可欠である。

我々は、かつて、全水青年同盟を組織し、闘い抜いた若き先達の思いと営みを、真に継承・発展させるべく、闘い抜かねばならない。

我々こそが、数多くの兄弟姉妹、同胞の無告の死—無告の虐殺に、涙し、はぎしりしてきたが故に、決して妥協することなく、不退転に闘い抜けるのだ！

結集された全ての兄弟姉妹、同志よ！

我々の歴史的革命的任務をかみしめ、日本—世界の被差別者の解放—プロレタリア革命の戦場の最前線に勇躍おどりだし、闘い抜かん！！

〔1〕 激動する「戦争と革命」の時代の到来

はじめに

84年—80年代中期階級闘争は、「戦争と革命」の時代の只中で全世界的な階級決戦の勝敗を決する歴史的な分岐点に立っている。

帝国主義は、大韓航空機事件をテコとする対ソ戦争挑発、レバノン内戦への反革命軍事介入と対シリア軍事行動、ラングーン事件を契機とした三八度線軍事挑発、朝鮮反革命戦争突撃、グレナダへの反革命軍事侵攻にふみだし、全世界各地で反革命戦争にうってでている。

これを規定しているのは、戦後世界体制の危機の全世界的規模での深まりと国際階級闘争の革命的激動に他ならない。帝国主義の直面する危機は、一国の枠内での危機や一時的な経済的危機という性格のものでは決してなく、戦後世界体制—帝国主義の世界支配そのものの危機・帝国主義の存立をめぐる危機としてあらわれている。それは、今日「後進国」の慢性的危機の爆発と内戦の全世界的拡大、「中進国」の対外

累積債務の増大に示される経済破綻と階級闘争の新たな爆発、帝国主義の体制的危機の深化、「ソ連型社会主義圏」諸国の経済破綻として、相互に増幅しあいながら、国際階級闘争の革命的激動の中で、戦後世界体制の危機の全面展開に突入している。

(1) 破局に向う世界経済の危機

80年代初頭からの世界的な同時不況は単なる景気循環ではない。まさに、それは世界経済が戦後的発展条件をことごとく失ない破綻に瀕している姿に端的に示されている。

にもかかわらず、ブルジョワジーの間では、米国の一時的な「景気回復」をもって、世界経済の回復がいわれている。しかし、このブルジョワジーの楽観の見通しは、世界経済の破局的危機の中の気やすめに他ならず、彼らの思惑や願望はズタズタに引き裂かれようとしている。

とりわけ、「後進」諸国における七億五〇〇〇万人といわれる慢性的飢餓の増大や「中進」諸国の対外累積債務問題の硬直化・「先進国」での失業の激増・財政赤字の拡大は年々深刻化しており、出口なき危機にのたうつブルジョワジーの姿をうつしだしている。従って、このような状況の中では、米国の「景気回復」が世界経済の破局的危機を緩和することなど全くありえないのである。

①米国の「景気回復」の動向

米国経済の動向を見ると、八二年はマイナス・九％成長で失業者は一千二百万人（失業率でマイナス〇・六％）にも達した不況の年であったが、インフレの沈静化・金利低下・大幅な所得減税を背景に、83年には乗用車を中心とした個人消費や住宅投資が急増し、成長率は、三・三％にまで回復したといわれている。また、この影響は貿易を通じ世界経済にも波及しているとされている。それは、米国高金利政策をうけてドルが独歩高を続けてきたことから低迷していた輸入が、これらの影響を受けて、四、六月期に、前年同期と比べて五％プラスに転じたことからいわれているものである。しかし、世界経済全体で見ると世界貿易統計の83年の決算見通しは、前年の横ばいが微増した程度となっており、地域別輸入額を見ても対米輸出の依存度の高いカナダ（68％）日本（26％）は、その恩恵を受けたものの、原油輸入が減少しているOPEC（石油輸出国機構）諸国やヨーロッパ域内での依存度が高いEC諸国（52％）には、米国景気の波及効果は極めて少なく、中でもフランス・イタリアでは依然景気停滞が続いている。また累積債務問題に苦しむ中南米では、輸出は回復しつつあるが、強力な引き締め策をとっていることから景気の低迷は続いている。このように米国景気の世界経済に与える

影響は、国や地域によって格差が存在し、「世界経済をリードする米国景気回復」といわれるようなものでないことがわかる。

②世界的な同時不況の深刻化

世界経済は、ブルジョワジーの楽観の見通しにもかかわらずその世界同時不況は一層深さと広がりをもってきている。帝国主義諸国は、莫大な失業者の大群、膨大な財政赤字、スタブレーションを構造化し、資本主義世界経済の破局的危機をのりきる方策を何らもちえていない。

④「先進」諸国の失業問題

「先進」名国ではインフレ抑制を最優先に引締め策を展開してきたため、大量の失業を発生させることとなった。米国では、八二年末で八・一％、また欧州では、83年末で英国一二％、イタリア一〇％、西ドイツ九％と高失業率が続いており、米国に比べより深刻な問題となっている。

また、OECDでは若年失業者（二十五歳以下）と長期失業者（一年以上）の増加傾向を指摘しており、若年者失業率は英国、フランスで二〇％を超し、長期失業者の割合も英国で四〇％、フランスで四五％に達すると予想している。この結果、失業問題は、通商摩擦や産業政策に大きな影響をあたえており、政治・社会問題的性格を強めてきている。

②世界的な保護主義の高まり

「先進」国の場合には自国の失業増とからめて輸入規制にはしつたり、あるいは先端技術産業の保護育成を図るための輸入制限措置というものである。一方「発展途上国」では、巨額の累積債務を抱えていることから、外貨流出防止のため、非主要物資の輸入禁止、輸入関税の大幅な引き上げ、開発プロジェクトの中止、延期等を実施している。

①「金融恐慌」の危機

六〇、七〇年代を通じておおむね順調な経済成長を続けてきた「発展途上国」は、八二年八月のメキシコ危機を契機に一気に表面化し、対外債務累積問題に直面することになった。「途上国」の対外債務合計は七七年二千七百四十億ドルから八二年には六千二百六十億ドル（ユーゴ以外の東欧を除く）へ急増し、年間債務返済額では七七年の四百二十一億ドルから八二年には一千三百十三億ドルへと三倍以上にも達している。リスケジュールリング（債務繰り延べ）に追い込まれる国も七年には三カ国にすぎなかったが、八二年には二十カ国以上を数えるようになった。地域別には特に中南米と東欧地域への集中が顕著である。

米国十大民間銀行のメキシコ向け債権額は八二年末で百四十五億ドル、対ブラジル百六十四億ドル、対ベネズエラは六十七億ドルにも達している。また「途上国」に対する融資額

は資本金比率の一・七倍にもなる。対外債務の返済が困難になった国は八三年三月末現在で三十一カ国、公的、民間合わせた累積債務残高は八二年末で約三千五百億ドルに達し、「途上国」累積債務残高全体の五五％を占めている。もし万一銀行によるデフォルト（債務不履行）宣言、あるいは債務国側による正式なモラトリアム宣言、リビュテーション（債務返済拒否）宣言といった最悪の事態が発生したならば、国際金融界は一瞬のうちに大混乱に陥ることはまちがいない。

③「社会主義圏」の経済のゆきづまり

ソ連をはじめとした「社会主義圏」諸国もまた、深刻な経済不振と停滞におちこんでいる。東欧・ソ連の累積債務は六百三十億ドルにも達している。

また、中国では「近代化」路線の下で、大幅な財政収支の赤字をかかえ、経済建設の破産ののりきりにむけ、外資導入を更に拡大し、外国企業誘致や香港企業との「合作経営」にのり出している。

このように「社会主義」諸国が資本主義世界経済にいっそうくみこまれることによって世界経済の破局と連動して矛盾を激成していくことは不可避である。

83年6月のウィリアムズバーグ・サミットは、今日の世界

資本主義の危機に対してブルジョアジーが何らの「解決策」をもちえていないことをまざまざと明らかにした。世界資本主義の根本矛盾の噴出と危機の切り策の破綻の中で、ウィリアムズバーク政治声明は「対ソ対決」を前面におし出し、国際反革命階級同盟の赤裸々な姿を現実のものとして明らかにしたのである。ただただ、支配階級としての本性にもとづくプロレタリアートを真の敵とした「体制間戦争」への転化を軸とした反革命戦争とファシズムへの道をひた走っているのだ。

(2) 反革命核戦争の危機と全世界労働者人民の決起

84年に入って帝国主義の戦争突撃は、ますますピッチを上げていく。

帝国主義危機のすさまじい深化と激甚化—戦後世界体制の根底的崩壊の只中で、米帝を軸とする帝国主義は、危機の突破と延命へ全体重をかけてNATO—日韓米三国安保の強化をテコに国際反革命戦争への突撃に踏みこんできている。このことは、米帝のグレナダ反革命軍事侵襲—革命政権打倒とレバノン内戦への反革命介入—対シリア戦への踏み込みに凝縮して示された。のみならず、大韓航空機事件という対ソ軍事挑発、ラングーン事件を契機とした38度線の戦争挑発、戦争の危機は、南朝鮮人民の死闘に恐怖しつつ、中東—中米と

連動する朝鮮反革命戦争の危機の温度を一挙に高めた。

10・23レバノン米・仏軍本部同時爆破戦闘にすくみ上がった米帝レーガンは、10・25対米協調に走ったビショップ殺害を口実に、コード・グレナダ革命政権打倒への反革命軍事侵襲を強行した。「黒人の尊厳」を掲げるニュージュエル運動をおし進めてきた革命グレナダへの軍事侵襲の意味は、帝国主義(米帝)が「社会主義国」—「ソ連圏諸国」を軍事的に転覆したということ、第二次大戦後、「体制間」戦争の一形態に公然と踏み込んだという厳然たる事実において重大な転換点である。世界体制と帝国主義の反革命戦争を新たな段階へ押し上げた、このグレナダ侵襲とは、帝国主義による内戦への反革命介入とは明確に区別され、プロレタリア人民の新たな権力を丸ごとせん滅するという性格のものである。

これこそ、82年6月以降のレバノン戦争が示したPLO丸ごとのせん滅を狙ったパレスチナ人民絶滅戦争において明確になり、さらに兇暴化しつつある反革命戦争の本質なのである。

すなわち、世界資本主義の危機の暴力的突破—「後進国」革命の圧殺—帝国主義の体制的危機の突破のためには、闘うプロレタリア人民を丸ごと虐殺するものとして反革命戦争がある。

2月1日発表された米帝の85年度国防報告は、米帝レーガ

ンが一層国際反革命戦争の道を突進していることを示している。「自由ある平和」なる米帝の世界支配の野望をむき出しにしたこの国防報告は、「ソ連脅威」の強調の下、戦域核欧州配備の意義を突き出し、また、日米安保の「東アジアの礎石」としての位置を示している。

そして、国防報告は、緊急派遣部隊(RDF)を欧州・北東アジア・中東の三戦域地域に対し展開すること、そして、「特殊作戦部隊」(SOF)の強化とその司令部を国防総省に設置したことを明らかにした。そして、とりわけ、「戦略防衛構想」に沿ってソ連の大陸間弾道ミサイルを破壊する弾道ミサイル防衛体系(BMD)の開発に着手することを明らかにした。これは、「核戦争における対ソ勝利」をめざしたもので、「核抑止論」を批判し、「長期の核戦争を打ちぬいて」「アメリカは生き残る」とするレーガン戦略の展開に他ならない。また、この「対ソ勝利戦略」、そして、「限定核戦争」戦略の下に、欧州への戦域核配備が行なわれてきているのだ。

英(10・31)、伊(11・17)、西独(11・22)の各国議会における戦域核配備決議をうけ、NATO軍基地にはパーシングII、巡航核ミサイル・トマホークが搬入されている。米帝—NATOによる欧州戦域核配備は、84年までに、西独・英・伊・オランダ・ベルギーにトマホーク四六四基、西独にパ

ーシングII—〇八基の計五七二基配備として計画されているのだ。

この欧州戦域核配備について、84年トマホークの配備を焦点とする戦域核極東配備が強行されようとしている。これこそ、「同時多発世界戦争」戦略に基く、朝鮮—極東における戦争突入がなしうる段階への突入を意味するものであり、柔軟反応作戦—カールビンソン入港・出撃をはじめとする—極東有事研究、シーレーン防衛の完成段階へ対応するものなのだ。

3月14日、米海軍省のホステットラー巡航ミサイル計画部長は、米下院軍事委員会に証言し、核付きトマホークの艦船配備を本年6月行なうことを明らかにした。

米国防省は、4月3日、世界核戦争を想定した指揮所演習「ナイト・トレイン84」を5日—13日に行なうことを発表し、15万人を動員して行なった。今回は、世界的規模で行なわれ、B52からの空中発射巡航ミサイル模擬弾の発射も行なわれ、文字通り、反革命核戦争の突撃が行なわれている。また、核巡航ミサイル・トマホークがどこに向けられているかを如実に示すものこそ、米韓合同演習II「チームスピリット」84である。

2月1日から開始された米韓合同演習「チームスピリット84」は「北朝鮮の奥深くまで反撃を加える—敵の心臓部を強

打する」ものとして「三日間戦争」「七日間戦争」と呼ばれる「短期即決—積極的攻勢」戦略の下でこれまでの「史上空前」を更新する米軍6万人、韓国軍14万7千人の規模で遂行された。自衛隊もスクランブル（緊急発進）態勢を強め、文字通り日韓米三国安保の核武装実戦化としておしすすめられた。さらに5月にはリムパック84が強行されようとしており、戦争挑発として展開されようとしている。

ソ連・中国スターリニストの反プロレタリア的展開とプロレタリア世界革命への敵対は、ますます全面化している。中ソスターリン主義は、今また南朝鮮人民決起に恐怖し、朝鮮南北分断固定化を強めようとして行動している。世界危機がスターリニズム危機を激成していることへの恐怖は、中ソ間の「和解」を促進させながら、「国益」主義のもとに帝国主義に対する沈黙の支持をもってプロレタリア世界革命への敵対を公然とさせたのである。

国際反革命戦争の危機の中で、全世界プロレタリア人民は、さらに攻勢的武装決起にたっている。全世界人民決起の波の拡大は、世界革命の勝利にむかう熱い奔流をなしている。

2月1日以降、昨秋以来最大の総攻勢によって、ファランジスト・ジェマイエル政権打倒に決起したシバノン人民の革命的決起は、政府軍を潰走させながら勝利にむかっている。パレスチナ人民の闘いが、イスラエル占領地内での武装闘争

の爆発を通して、イスラエルのレバノン反革命軍事侵攻—PLOのベイルート撤退—ファタハ内部闘争をうけた新たな段階へと飛躍せんとしている。4月2日、パレスチナ人民の先頭で闘うPFLP・DFLPが、レバノン南部のイスラエル軍事基地とエルサレム市街で、果敢な軍事作戦を展開した。さらに、4月12日、PFLPが、イスラエル南部で、イスラエルのバスを乗っとりパレスチナ・コマンドと岡本公三ら三〇〇人の釈放を要求して銃撃戦を展開した。そして4月14日 PLOは、「イスラエル占領軍にわからせるには力しかない」と宣言し、イスラエル占領地内での武装闘争の強化を声明しているのだ。

さらに南朝鮮をはじめとするアジア人民の死闘的決起は、日米帝国主義の体制的危機を直撃している。80年5月光州蜂起への弾圧・圧殺の血の総括を通して南朝鮮人民は、反日米帝を鮮明にし、かつ革命主体を労働者階級として明確にし武装闘争・組織の形成の格闘に入りながら、続々と死闘的決起にたちあがっている。南朝鮮階級闘争は、学生決起を先頭に大爆発を開始している。3月の新学期以降4月13日まで全国99大学のうち55大学で学生運動が爆発している。韓国学生運動は、全斗煥が除籍学生の復学・解職教授の復職など一連の分断策をうちだしたことに對して「誓約書」等を一切拒否して「先民主化」をうちだし、デモで連行された学生の休学措

置や学生活動家の「強制兵役」の中止・言論機関の報道の自由保障を要求して決起している。そして今、4・19人民蜂起二四周年、5月初旬のローマ法王訪韓、5月下旬光州蜂起四周年にむけ更に高揚せんとしている。

中南米では、エルサルバドル人民が、3月25日大統領選を焦点として、全土で攻勢的に闘いぬいている。FMLNは、實質的にエルサルバドル東部を制圧し、全土14州のうち8州で戦略的優位にたち、全土で、米帝のテコ入れをうけた反革命政府軍を打ち破っている。四年間の内戦を経て、今、全土一斉武装蜂起へと進撃しているのだ。ニカラグア革命の前進と連動したエルサルバドル内戦の爆発に恐怖する米帝は、ニカラグアに対する軍事挑発・本格的介入を準備している。ニカラグア革命政権は「昨年10月グレナダ侵攻以降、最も深刻な危険に直面している。ここ一二週間がヤマである」として、米帝が前面に立った本格的介入に對決し闘いぬいているのだ。また、チリではピノチエト軍事政権に對して運輸鉄鋼労働者を先頭にして反軍政闘争の連続決起・大攻勢をうちぬいている。

また、アキノ氏暗殺に對するフィリピン労働者人民のマルコス打倒闘争の高揚は、大弾圧と對決し反米帝・反日帝闘争への全人民的爆発にむかっている。

インドでも、新たにタミナ・ナードウ州で、巨万のダリッ

ト（被差別大衆）たちがデモを行ない「ダリット・パンサー」組織の結成を宣言した。また、オリッサ州で、警官隊による住居放火によって三百名余が虐殺され、これに對する決起がはじめられている。

スリランカにおいても、少数民族タミル人が軍隊による虐殺に對し決起している。

欧州における NATO 戦域核配備への反核闘争を闘う数百万ヨーロッパ諸国労働者人民の決起は拡大し、米帝足下における黒人決起、フェルトリコ人民決起とともに、欧州における排外主義襲撃に對決しての移民労働者の闘いも進んでいる。英帝と闘う IRA—アイルランド人民の武装闘争も持続的に発展している。

南アフリカでは、アパルトヘイトによってしいたげられているアフリカ人を中心に、南アフリカ解放運動が前進している。

そして、スターリニスト政権と對決し不屈の前進をとげているポーランド労働者人民の闘いは、まさに「先進国」「後進国」、スターリン主義圏を貫いて一つの世界革命への時代の煮つまりを告げ知らせている。

(3) 日本階級闘争の現局面

国際階級闘争の革命的激動の中で、日帝中曾根は「戦後史

を画する「戦争突撃と「域内平和」の暴力的創出へつき進んでいる。

日帝中曾根は、83年7月日韓・日米首脳会談―ウィリアムズバーグ・サミット―レーガン来日訪韓を通じた日韓米三国安保の形成強化にたち、反ソ反共排外主義煽動をもって84年極東戦域核配備と、全斗煥来日―天皇会談を強行せんとして、この攻撃こそ、日帝の対ソ戦争挑発・朝鮮・中東反革命戦争突撃の画歴史的転換点である。この中で、沖繩の朝鮮・中東反革命戦争出撃基地、日米共同核出撃基地（グリーンベレー沖繩配備をみよ！）としての飛躍的強化がおしすすめられているのだ。

日帝は、戦争突撃にむけた「域内平和」の暴力的創出のために、戦後階級関係の一挙的歴史的転換をはかる総攻撃にうってでている。排外主義・差別主義を基調に、安保・日韓・天皇を前面におしあげることをもって既成勢力の屈伏をひきだし、屈伏しない勢力に対する容赦ない潰滅攻撃を、ファシストと反革命マルムによって補足しつつかけてきている。

この最尖端に位置するものこそ、非合法革命党潰滅攻撃であり、日本階級闘争の全人民的攻防禦たる三里塚二期着工攻撃の煮つまりである。

社会党の帝国主義社民への純化（自衛隊「違憲合法」論）、日共の後退を通じた政党再編こそ資本・国家と運命を共にする

る。

敵の攻撃は、戦後階級諸関係の一挙的歴史的転換、すなわち、階級決戦にむかう情勢の歴史的転換点の接近を示している。そのメルクマールこそ「昭和最後の日」―天皇戒厳令・対ソ戦争挑発・自衛隊クーデターに他ならない。

この中で、84年日本階級闘争は、80年代階級決戦の前哨戦として、決定的に煮つまらんとしているのだ。

まさに現在問われていることは、「国際反革命戦争とファシズムの危機を蜂起―革命戦争（内戦）へ転化しプロ独権力を樹立せよ」の戦略的指針の下、世界―日本プロレタリア―ト被差別大衆人民の戦闘性、革命性に自己をしっかりとすえつけ、日帝の反革命戦争とファシズムへの突撃に根底的に対決し、国家権力、ファシスト、反革命マルムとの死闘にかちぬく中からプロレタリア権力闘争の飛躍を闘いどる戦略的布陣を形成することである。

84年戦域核極東配備阻止―三里塚二期廃港決戦の革命的全人民的爆発をかちとり、日帝中曾根打倒の総進撃をかちとれ！

帝国主義労働運動による労働戦線の制圧であり、「産業報国会」化攻撃に他ならない。

日帝は、反革命対外進出―韓国・A S E A N諸国隷属化、産業再編・合理化を通して、労働者階級被差別大衆人民に対し、首切り倒産攻撃、大規模労災の激発（北炭夕張93名の虐殺につづく三井三池83名の体制的虐殺）、賃金抑制攻撃、生活破壊をはじめとしてより一層矛盾を集中転化している。

そして、300万部落大衆に対する8・9部落民虐殺宣言―「地政法」攻撃をもった帝国主義部落政策の総展開、「障害者」大衆に対する刑法―赤堀を基軸とした戦時「障害者」抹殺攻撃の総展開、沖繩人民に対する87年天皇沖繩上陸を頂点とした帝国主義的衝繩統合支配の完成への突撃、更に在日朝鮮人民に対する日韓関係再編と連動した入管法―入管体制攻撃がうちだされている。

さらにこうした中で、日帝中曾根は、戦争遂行にむけた、「域内平和」形成の重大な環に「教育改革」をすえ、臨教審法を国会に呈している。中曾根は「行革のときは教育臨調をつくってオーバーホールをやる。それが事実上、憲法問題を処理する」と言い、「天皇を中心とする結束」「大和民族の優位性」をうたいあげている。これは「アジア全世界人民に銃をむける教育」をもって「教育改革」を日帝の反革命戦争とファシズムへむけた死の飛躍の環としようとするものであ

〔2〕 部落解放運動の推進をめぐる解同組織攻防の段階的深化

解同組織攻防は、82年「地政法」成立過程での敵との攻防を直接の契機として、部落解放運動の思想―路線―組織をめぐる全面的組織攻防として発展してきた。

八〇年代中期、日帝は、狭山―「地政法」を環とした帝国主義部落政策の総展開に突入し、反革命戦争とファシズムへと突撃している。

今日、部落解放運動は、歴史的正念場に立っている。日帝国家権力は、石川氏獄死虐殺を頂点に、部落解放運動を解体し、三百万部落大衆に差別・迫害・窮乏を強要する一大攻撃にうって出ている。まさに、獄中20年無実の部落民石川一雄氏を生きて奪還し、差別徹底糾弾―部落絶対解放へ進撃するのか、敵の攻撃に屈服し、再び三百万部落大衆の戦争とファシズムへの動員を許すのかという敵との決戦局面に突入しているのだ。

我々は、75年〇〇〇結成―77年全国〇〇〇準備会結成を組織的根拠としつつ、狭山―差別糾弾闘争を基軸的闘いとして、

日帝国家権力―天皇（制）との実力対決をとおして、部落絶
対解放を実現しうる組織―運動―路線―戦略の確立をめぐる
格闘をめぐり、八〇年代への突入を前に、第一に、解放派に
おける内部糾弾闘争と反内糾差別主義グループとの対決、第
二に79年12・10部落民「障害者」A君への差別主義反革命革
マルによる白色テロへの反撃戦、第三に、79年10・31狭山を
突破口とした革命的部落解放運動の総進撃をめぐる闘いの地
平を突破口として、全青闘争を革命的に索引し融和主義体制
内改良主義こえ派との対決、中核派の小ブル的政治利用を排
し、82年奈良全青へ押し上げ、△全階級戦線への進出▽を打
ち出していったのである。

我が革命的部落解放運動の総進撃、そして、反権力・反天
皇・反差別の旗を高く掲げ狭山―八鹿を貫く差別糾弾闘争
を堅持し、日帝の帝国主義部落政策の総展開に、真正面から
対決し闘い抜いている戦闘的部落大衆の闘いに對し、解同内
社民・「日本のこえ」派は、8・9部落民虐殺宣言への屈服
を転換点として、敵権力に屈服し、自らの延命を戦闘派・革
命派ページと解同大衆運動総体の反動的転換―ファシズム融
和へと一挙に踏みこんでいったのである。

ここに、部落解放運動のファシズム融和への転落か、革命
的転換かをめぐり、解同組織攻防に突入しているのである。

①北九州問題暴露一大差別主義煽動から82年10月第37回 大会に至る過程

日帝国家権力は、81年6月、自民党「地改法」案を発表し
81年秋、ブルジョアマスコミを動員して、北九州問題暴露を
もった一大差別主義煽動を繰り広げた。

北九州問題暴露一大差別主義煽動は、82年3月特措法3年
延長うち切りを目前に、国家権力の側から社民・こえ派に對
し、60年―70年代解放運動のゼイ弱性をつくことによって、
対部落政策の転換の決意と態度を差別主義煽動をもって突き
出し、敵の攻撃に屈服することを通して延命するか否かを迫
るものであった。

文化人声明を受けての西岡・駒井意見書は、利権主義
・融和主義との闘いの意義を提起した積極的意義をもちな
がらも、国家権力の攻撃性格の評価とそれをめぐる社民・こ
え派の路線転換の分析において不充分性をもっていった。

社民・こえ派は、敵の攻撃に屈服し、中研との組織的対抗
関係を前面化させ、82年3月「地改法」成立をメルクマール
に、西岡・駒井意見書を撤回、（自批）させ、解同中執から
の戦闘派・左派ページをもつての解同中央制圧を狙って37回
大会を準備していくのである。

このように、社民・こえ派は、82年10月、37回大会を、北
九州問題を切先とするブルジョアマスコミを使つての敵の恫
喝にちぢみあがり、屈服し、対決しえず「地改法」攻撃に屈
し、あまつさえ、解同社民・こえ派の自らの延命の構造を、

解同大衆運動―組織からの戦闘派・革命派ページと、解同大
衆運動総体の路線転換に手をかけるものとして仕組んだので
ある。37回大会での「役員選出に関する提案」は立候補の条
件として「①地元都府県連の推せん ②地元を含む三都府県
連の推せん」をあげ、解同組織が各部落（支部）を基礎と
してきたことについて、各都府県連段階の統制力を強め、中
央の集中指導体制を形骸化させ、官僚主義的組織統制を強化
するものに他ならない。

この「役員選出に関する提案」を利用し、又、あらかじめ
役員名簿を作成した上で、解同中央から西岡・米田富氏の排
除を行なったのである。これは、解同内戦闘派・左派ページ
の攻撃以外の何物でもない。

西岡氏は、狭山闘争本部の担い手であり、新左翼との共闘
の軸になってきたのであり、米田富氏と並び、解同内左派の
ポールの存在であり、社民・こえ派は、西岡氏を排除すること
によって、狭山闘争の後退、新左翼との共闘の破壊を狙った
のである。

37期中央指導体制は、戦闘派・革命派ページと解同大衆運

動総体の路線転換を推進していくものとして登場したといわ
ねばならない。

②第37回大会をうけつつ、83年5月第38回大会に至る過程

社民・こえ派は、37回全国大会における解同中央制圧をも
つて、解同組織―機関を形骸化させ、官僚主義化とセクト的
引きまわしを押し進めていく。

そして、82年末から83年春にかけての対外的諸文書（「部
落解放」新年号、狭山パンフ等）を通して「組織現状」―組
織問題の解決を新左翼―過激派ページにしぼることで居直り、
差別糾弾闘争・狭山差別裁判糾弾闘争を基軸とする70年代部
落解放運動の地平の清算・解体を打ち出し、これらをもって
一挙的な路線転換を準備するに至ったのである。

38回大会の焦点は、規約改訂案の採決と解同中執牧野氏の
信任問題であった。

社民・こえ派は、38回大会において、社民・こえ派の機関
中央部制圧―37回大会をうち固め、規約改訂案採決によって
戦闘派―革命派ページを準備し、大会基調と綱領改訂案の提
案において、解同大衆運動の思想的路線の転換をうちだすこ
とを狙ったのであった。

規約改訂案は、大会基調の組織建設方針における「民主的

組織の三原則、個人は組織に、少数は多数に、下級は上級に従う」や「民主的中央集権、科学的執行体制」と結ばれ、中央への権限集中と、官僚主義的組織体制の強化、解同組織―機関の形骸化を目的とし、戦闘派・革命派―と部落解放同盟の融和主義的再編を準備するものである。

また、大会基調と綱領改訂案は、解同大衆運動の一挙的路線転換を、体制内改良主義の反動的打ち固めと、戦争―天皇翼賛勢力化として、突き出している。

だが、社民・こえ派の思惑は、10月大会の固定化を許さぬ戦闘的部落大衆の闘いによって打ち砕かれた。

38回大会に先だつ兵庫県連大会において、戦闘的部落大衆は、10年に及ぶ八鹿高校差別教育糾弾闘争、八鹿差別弾圧裁判糾弾闘争を闘い抜いてきた力をもって、利権融和主義者牧野氏を圧倒的多数で不信任にした。

そして、38回大会において部落大衆は、八〇〇票の票数で中執牧野氏を不信任し、そして規約改訂案を否決したのである。

中執牧野氏不信任八〇〇票、規約改訂案の否決は、それが解同組織攻防上の環として存在していないことにも規定され表現された事態であれ、それにつきだされた戦闘的部落大衆の力は、60年にわたる部落解放運動の根底性をかいまみるものであった。

戦闘的部落大衆は、差別徹底糾弾を核心に三〇〇万部落大衆の利害をひきうけ、部落差別の廃絶―部落絶対解放に向け、全ゆる「困難」をうち破り闘い抜くことこそが、唯一の道であることをあらためて確信を深めたのである。

中執牧野氏不信任八〇〇、規約改訂案の否決は、社民・こえ派―本部体制にとって、決定的な敗北であった。これらは、この間の鳥取書記長前田氏、埼玉委員長野本氏、小倉書記長木村氏、兵庫書記長牧野氏らへの部落大衆からする批判と役職の解任、すなわち、各県連攻防が、中央部に直結するという危機として、彼らにとって深刻なものであった。

③ 83年7月第39回臨時大会をめぐる攻防

社民・こえ派は、自らの政治生命をかけ、組織原則を無視破壊し、官僚主義的組織統制によって、臨時大会を強行した。臨時大会強行の問題の核心は、本年3月大会まで待つことのできない階級情勢の煮つまりであり、社民・こえ派は、国民主義者議会主義者の立場からであれ、82年秋から84年にかけての日帝の体制的危機の深さと、反革命戦争とファシズムへの突撃の決定的跳躍を意識し、それに解同大衆運動・組織の思想的路線の転換をもって対応せんがために、まさに政治生命をかけて臨時大会を強行したのである。

日帝の反革命戦争突撃にむけた「城内平和」の暴力的創出

としていいる。

社民・こえ派は、臨時大会強行―規約改訂案採択をもって明確に分裂（ページ）を決断した組織戦術を採用して一気にカサにかかった戦闘派・革命派攻撃に踏み込んでいる。

綱領改訂をもった解同大衆運動の路線転換とは、ファシズム融和への転落にむかう体制内改良主義の反動的うち固めであり、解同組織的には、活動家集団―啓蒙啓蒙団体として改組させ、国家権力の融和事業を補完する対行政圧力団体的な位置をとらせていくことをもくろんでいる。同和会・全解連との一体化は、既に前提として、差別徹底糾弾思想を投げ捨てることをもって、様々な形態をとった既成事実を積み重ね、また、全解連・同和会の側も一体化に向けて対応している。（全解連の答申評価のなしくずしの変更）

では、中研及び中核派は、解同組織攻防に対し、いかなる態度―方針をもってのぞんでいるのか。

中研は、西岡・駒井両氏意見書の撤回―（自批）によって、解同内左派としての権威を後退させているが、戦闘派との共同に展望をみいだしている。及び注意すべきは、中研の一部のメンバーによる三里塚脱落派との関係である。

中研は、組織の体をなしていないため、一部のメンバーの行動をもって、中研の政治的決断として評価することはできないが、しかし、解同大衆運動の展望を喪失しているが故に一

部メンバーの行動が大きな影響を与えていく可能性はある。

一方で、全青組織統制処分問題―荒本問題の経過は、中核派として、80年政治的組織的決断をもって三里塚決戦―動労千葉ジェット闘争支援運動への一切の集中をたて、三里塚百万人動員東大阪実行委への荒本支部の組織化をこえ派のパーシジをも想定しつつ踏み込んだ。

こえ派は、中核派の政治的組織的決断を見た上で、直接的には、80年大阪全青において、大阪府連の統一行動を乱したことを口実に三支部青年部（荒本・寝屋川・野崎）の組織統制処分に入り、（広島・長野での組織統制処分と一つのものとして）、暴力団を使って襲撃・テロを繰り返して、81年秋、三支部青年部と荒本支部「再建」を行ない、更に権力の弾圧（82年4月）を条件に、荒本支部破壊を全面化させていったのである。

こえ派による中核派パーシジは、社民・こえ派による新左翼パーシジの突破口としてあるが、同時に、中核派のこえ派との対抗構造を問題にしなければならぬ。

中核派は、こえ派との対抗軸を、三里塚決戦と対革マル戦として設定したが、これが部落解放運動の現段階の中で、いかなる位置と意義をもっているのかを決して明らかにせず（できず）外的に、三里塚決戦への部落大衆の動員をはかり、革命共同の下に獲得して行くというものであり、従ってこえ派と

〔3〕 解同組織攻防の性格と部落解放運動の現段階

―ファシズム融和への転落か、革命的転換かをめぐる分岐への突入

解同の組織攻防は、戦闘派・革命派パーシジと解同大衆運動総体の路線転換―体制内改良主義の反動的うち固めに―一挙にふみこんだ社民・こえ派と、狭山差別裁判糾弾闘争―差別糾弾闘争を基軸とした70年代部落解放運動の地平にたち、戦後解放運動の総括をもって、日帝の帝国主義部落政策の総展開と正面から対決し闘う戦闘的 落大衆との、全面的組織攻防に突入し、部落解放運動は解同運動―組織を「舞台」に部落解放運動のファシズム融和への転落か、革命的転換かをめぐる分岐へ突入している。

社民・こえ派の解同大衆運動の一挙的路線転換―体制内改良主義の反動的うち固めは、解同38回大会基調、綱領改訂案につきだされている。

我々は、ここで、社民―こえ派の体制内改良主義の構造を整理していく。

社民・こえ派の体制内改良主義の反動的うち固めを規定しているものこそ、体制的危機を深める日帝の反革命戦争とファシズムへの突撃である。

の組織攻防においては阪北を必然化させるのである。この根底には、部落解放運動の政治的利用と部落大衆の繰り返しの絶望の強制という政治主義が存在している。

その思想的根拠は、部落民の差別への怒りを外的に戦闘的民主主義として引き出さんとするものであり、部落民一人一人の部落解放への決起の格闘構造が三百万部落大衆の現状・制約との関係において階級的革命的に再編される契機をもたず、従って、融和主義者との思想的同質性を残存させるのであり、それは、この間の中核派―戦同脱落分子が社民の尖兵として敵対していることにも示されている。

このような中核派の破産をこえて、戦闘的部落大衆は、反権力・反天皇・反差別の旗を高々と掲げ、

狭山―八鹿―矢田教育―「橋のない川」闘争を闘い抜

いている。狭山―八鹿―矢田教育―「橋のない川」闘争を結集軸に、戦闘的階級的部落解放運動の全国結合を押し進め、社民・こえ派との全面組織攻防の只中から、部落解放運動の革命的転換を切り拓かんとしているのだ。

日帝は、ブルジョアマスコミ、ファシスト、差別主義集団を動員し、差別主義煽動をもって、対部落政策の転換の決意と態度をつきだし、社民―こえ派に敵の攻撃に屈服することを通して延命するの、否かを迫り、この敵の攻撃を前にして、部落解放運動は、部落解放運動の展望と全人民的意義が問われたのであった。

社民・こえ派は、国民主義者・議会議会主義者の立場からであり、日帝の帝国主義部落政策の総展開の中に、日帝の危機の深さと、反革命戦争とファシズムへの突撃、部落解放運動解体攻撃をはっきりと意識し、部落解放運動の展望を見失い、敵の攻撃に屈服することを通して、自らの延命をたて、労働の帝国主義的反革命的再編と一つのものとして、戦闘派・革命派パーシジと解同大衆運動総体の路線転換―体制内改良主義の反動的うち固めに一挙にふみこんだのである。

ここにおいて、社民・こえ派は、部落解放路線として、同時に思想―生き方として、転換を明確に選択し、思想的腐敗を急速に深めている。

それは、60年にわたる部落解放運動の歴史の中で育まれてきた部落絶対解放にむけた部落大衆の血のにじむような闘いと格闘の清算である。狭山闘争からの逃亡、差別糾弾闘争の「教育糾弾」への歪曲―融和化、また、全水の歴史の改ざん―融和運動、改良運動の全面評価を行ない、部落解放運動

の生命線と部落民魂を売り渡さんとしているのだ。差別糾弾闘争―狭山差別裁判糾弾闘争が、部落解放運動の生命線として発展し、部落解放運動の全人民的意義を衝撃力をもって突きだしてきたからこそ、その清算―否定に、社民・こえ派の思想的腐敗が凝縮してつきだされている。

そして社民・こえ派は、差別主義煽動への屈服を前提として、部落解放運動の意義を全人民に対し、更には、支配階級ファシスト、差別主義集団に対しても訴えるためには、「市民的権利」論―「人類普遍の原理」を基礎に、部落解放運動を「市民的権利獲得の運動」「人権と福祉の塔」として性格規定し、位置づけるのである。そして、日帝の全面賛美と護憲の戦略化を前面に押しだし、「社会の民主的変革」―資本主義の枠内での部落問題の解決を「部落解放」の展望として打ちだし、排外主義への屈服、天皇（制）への屈服を通じた戦争と天皇賛美勢力への道をふみだしたのである。

この反動的尖兵こそ、親鸞への思想転向をもって「日の丸を人民の手裡」「人間みな兄弟」「国家の繁栄」を叫ぶ小森氏である。この上に、部落解放運動の運動路線を、体制内改良主義を基調に、差別糾弾闘争を完全に消し去り、答申にしがみついた行政闘争、人権啓蒙運動、「疎外克服」運動として打ちだし、部落解放同盟を、差別に対決する団結を解体し、啓発団体化、利権団体化させ、全解連・同和会との一体

化をはからんとしている。まさに、体制内改良主義の反動的うち固めとは、ファシズム融和への転落の道である。体制内改良主義の反動的うち固めにおいて、大賀氏―日本のこえ、小森氏の占めている位置と役割を明らかにしなければならない。

大賀氏―日本のこえ派は、70年代における狭山差別裁判糾弾闘争―差別糾弾闘争を基軸とした戦闘的階級の部落解放運動の一挙的飛躍と、他方、日共の革命戦略の反革命的議会議論的純化と解同大衆運動をめぐる運動上の局面につき動かされつつ、部落解放運動の路線整理―運動論・組織論の手直しを羽曳野闘争の敗北をうけての75年大阪府連大会における故松田喜一氏の再評価と同促協方式の全面支持、77年「根本問題」発刊としてすすめていく。

「日本のこえ」派の部落解放運動論は、「反独占社会主義革命に接近する民主主義闘争」の規定の下、運動路線を部落改善を目的とした徹底した改良主義に貫かれた要求闘争を基軸に、差別糾弾闘争の教育イデオロギー闘争への改ざんとしてたて、従って、組織路線を、差別に対決する団結を否定した要求別組織と、活動家組織へのふりわけとしてたてたのである。

大賀氏―「日本のこえ」派の解放理論・路線は、日共「国民

融合論」への一体化―屈服を合理化するものとして位置している。

小森氏は、親鸞への思想転向を背景に、部落差別―封建遺制―「市民的権利の不完全な保障」論と小ブル的観念的宗教的疎外論をもって独自の位置をとっている。

小森氏の「解放思想―路線」の提起の実践的動機は、権力・ファシスト・差別主義集団の差別主義煽動への屈服を前提に、「糾弾闘争への反感・憎悪を生みだしたのは部落民の責任」と語り、それに耐える思想・路線をうちだすことにある。小森氏は、部落差別―「封建遺制」―「市民的権利の不完全な保障」論によって、資本制社会（国家）における部落差別の存続の内在的根拠を否定し、資本主義の枠内での部落問題の解決と、戦争と天皇賛美をうちだし、資本制社会と国家の暴力的転覆―プロレタリア暴力革命への憎悪をたぎらせ、戦略的敵対の方向を鮮明にし、同時に、部落差別を、市民的権利意識―「私の自覚」「個の確立」からの疎外として把握し、差別者・ファシスト・権力も「疎外されているのだ」として差別者の「疎外克服」をなしうる部落民の「主体形成」を親鸞思想の「人間界と外界自然の法則」―「他力」帰向し、部落民の差別への怒り―感性の自己滅却をもってなしとげると提起するのである。

このように、小森氏は、部落解放運動は、親鸞の「人間界

と外界自然の法則」を発見することにおいて歴史的使命は終わり、部落解放運動を人間界と外界自然の法則に帰向し、永遠の切磋琢磨によって部落民の主体形成をはかる宗教運動と、国家権力の融和事業を補完する融和運動へ解体し、思想的には、差別に屈従し、部落民の感性の自己滅却―抹殺をはかる反動的融和主義思想をうちだしたのである。

小森氏の小ブル的観念的宗教的疎外論―主体形成論は、日帝の帝國主義部落政策に屈従し、ファシズム融和に転落する思想をうちだしたものととして独自の位置を占めている。

すなわち、日本のこえ派との対比で言うならば、例えば、周辺地域の「ねたみ意識」が部落差別であることを承知したうえで、しかし反部落キャンペーンを前にして、「周辺地域との一体性」をうちだすことについて、そこに残る屈辱感に対し、こえ派からいえば、「戦術的にやむをえない」としか答えをだすことができない。

それに対して、小森氏は、屈辱感をもつことが部落民の、「疎外」であり、「自己対象化能力の低さ」であると規定し、部落民の感性の自己滅却をすすめんとするのだ。

ここに、小森氏の反動的融和主義思想の部落解放運動における意味が存在していることをみておかねばならない。

[4] 我々の格闘地帯

① 75年6月、全水発祥の地奈良において、○○○が結成された。その出発は、「74年10・31敗北の正面突破」「一人の無実の部落民すら奪い返せない運動―組織のゼイ弱性はなんなのか!」と、自らをえぐり問い返す中から出発した。中核派―戦同とは区別され、部落に活動基礎をおき、部落絶対解放に向け一切の差別と対決し、「帝国主義ブルジョア政府打倒―部落絶対解放」をスローガンに、プロ統の一翼を担う部落民の革命的団結(組織)として位置づけられてきた。そして、狭山―「橋のない川」―八鹿および、対日共闘争をはじめとする差別糾弾闘争を闘い抜き、関西―関東―中・四国―九州と組織化をおし進めていった。

また、全青闘争の取り組みを通して、75年高知全青以降、かたり―融和主義との対決をも勝利的に結着をつけ、革命的階級的にけん引してきたのである。

部落解放運動めぐる闘いを推進し、75年7・17皇太子訪冲阻止闘争、9・30天皇訪米阻止闘争、76年天皇在位50周年記念式典粉碎闘争を部落―首都を結びながら闘い抜いた。

これらの闘いを通してながら、各地区○○○の諸傾向とその発展の方向をもつかみとり、全国的統一性と展開力をつける

通して、部落絶対解放を実現しうる組織―運動―路線―戦略の確立をめぐる格闘であった。

課題として、(1)全水運動をめぐる総括・教訓化(歴史過程を運動―組織論・思想問題に焦点あてながら、時代背景との関係でつかむ)(2)戦後部落解放運動の総括・教訓化(3)狭山―部落解放運動の現段階と諸政治潮流批判(4)各地区の格闘地帯の確定、として整理してきた。

② 80年代の幕あけは、戦後世界体制―世界資本主義の死活的枢要地―中東における79年イラン革命の進撃と勝利であった。ひきつづく、中国―ベトナム、ベトナム―カンボジア戦争、ソ連正規軍の反プロレタリアのアフガン介入、そして、南朝鮮馬山・釜山人民決起から、光州人民蜂起・ポーランド労働者階級のゼネスト・ニカラグア内戦勝利からエルサルバドル内戦突入と、歴史に刻み込んだ80年階級闘争は、80年代が賭け値なしの消すか消されるか全世界プロレタリアート人民の未来を決する時代への発射点であることを予感せしめた。革命情勢の煮つまりの中で、三百万部落大衆とプロレタリア人民の運命を背たらい、部落絶対解放―プロレタリア革命を実現する部落民の革命的団結―組織としての○○○の飛躍が問われていた。

それは、79年9月○○○を転換点に、第一に、社青同―革

べく、77年8月全国○○○準備会の結成と○○○の定立をかちとり、78年3月○○○機関紙「糾弾」の発行を決定した。

70年代中―後期という時代は、75年ベトナム革命の歴史的勝利をうけ、米帝をはじめとする国際帝国主義が、スタをまき込み打ち立ててきた「平和共存」―戦後世界体制がガラガラと崩壊しはじめていく時代である。ベトナム人民に鼓舞され、全世界人民は闘いの火柱を打ち立てていく。とりわけ、南朝鮮人民は、朴ファシズム政権との熱然な闘いを不屈に、決死決起で闘い抜いていった。

日帝は、そのことに恐怖し、韓国を日帝の生命線と位置づけ、自らアジア反革命盟主として登場し、朝鮮半島を見据えた反革命戦争とファシズムへの突撃を体制的危機の唯一の解決策として選択したのである。米帝の危機と連動した(74年第一次オイルショックから全世界をおおうスタグフレーション)国内における高度成長政策の破綻は不可避に階級亀裂を進行せしめていった。その「縫合」の為に、日帝は、天皇(制)攻撃と一対に、77年8・9部落民虐殺宣言を頂点とする部落差別攻撃に踏み込んだのである。このことを、まさに、70年代後期から80年代の反革命階級支配の基調として確立せんとしてきたのだ。

第一期の我々の組織的格闘は、狭山―差別糾弾闘争を基軸的闘いとしつつ、日帝国家権力―天皇(制)との実力対決を

ループとの対決をめぐる、第二に、79年12・10部落民「障害者」A君への差別主義反革命革マルの白色テロへの反撃戦をめぐる、第三に、79・10・31狭山最高裁決戦―高裁突入糾弾闘争を突破口とした革命的部落解放運動の総進撃と部落解放運動をめぐる分岐―解同組織攻防Vをめぐる、これら、3点を擬縮して、自らの根底的飛躍がとわれていたのだ。

①(第一について)まず、経過を述べると、78年10月、解放派が推進してきた「造花の判決」目黒地区上映実行委員会が「石川―黒説」を煽動する差別ビラを発行するという差別事件が発生。差別ビラ「石川―黒」煽動を革労協・社青同、解放派潮流の中から産み出し、加担したという責任において、部落解放―プロレタリア解放を闘う革命党の内実が根本的に問われるものとして革命的自己批判と根本的克服の為に、革労協―社青同は、内部糾弾闘争を提起し、その格闘に踏みこんだ。

我々は、革労協―社青同の提起した内糾路線について、日本階級闘争の負の歴史の正面突破をかけ、組織内―外を貫く、部落民と一般民の差別―被差別関係の定立―いわば団結のあり方を差別問題を検証点に鍛え上げていくという格闘であり、同時に、日共や中核に組織されてきた部落大衆への批判―根底的止揚をかけて、部落民自身が階級的革命的に飛躍していく―独自の回路を潮流内に打ち立てていく格闘であることとし

て確認し、圧倒的な共感と熱い思いをもって見守り、共に闘い抜いてきた。

だが、しかし、革労協―社青同―解放派潮流の内糾路線確立に向けた前人未踏の格闘の最中、革労協―社青同の一部のメンバーが「内糾は、党内闘争に利用されている」と煽動し、こともあろうに、80年2・5狭山再審却下攻撃に勇気づけられ、その直後から、解放派の組織分裂を目的とした反内糾組織運動を開始した。

それ以降、3・19関東春闘総決起集会における差別敵対、8月〇〇反戦集会における〇〇で闘う同志④氏の融和主義者への売りわたし、9月15日、三里塚ロープ登場、12月18日、関西事務所占拠と差別敵対をつづけてきた。そして、84・1月、〇〇において、反内糾派に脱落した一般氏②が、自ら引き起こした差別事件に居直り、また〇〇において、狭山青年共闘の総会から「部落民だけが差別されているわけではない。部落民だって差別する」と言い放ち県評青年部を引き回し退場するという、全く許すことのできない差別主義敵対を開始した。反内糾派は、内糾路線の確立という（差別問題であるが故の）困難さに突け込み、組織破壊―分裂の為に、「内糾利用論」を煽動し、あまつさえ、我が同志を社民に売りわたしという、バリケードの外側に脱落したグループであり、徹頭徹尾部落民に敵対する差別主義グループである。我々は、〇

決戦として位置づけ、10・30東京高検への怒りの火炎放射弾攻撃と連動した10・31高裁突入糾弾闘争を闘い続けた。権力をして、腹の底から震感せしめる闘いとして実現したのだ。

この闘いの地平を突破口として、80年大阪全青、81年広島全青において、一方での、こえ・社民からする（大阪三支部問題―荒本・寝屋川・野崎・長野三地協問題）叩き出しに対し、青年戦線に唯一責任をもってきた我々が、部落解放運動の内容問題として引き受け、徹底した融和主義体制内改良主義―こえ批判と同時に、中核の小ブル的政治利用―引き回しを排し、全青闘争をけん引し、82年奈良全青へ押し上げてきた。82年奈良全青をめぐる、青年戦線において格闘してきた課題を青年領域にとどまらず部落解放運動全般に波及させ、部落解放運動の革命的階級的転換を実現するものとして、闘いとった。

この過程で、我々は、秋定嘉和氏による全水の歴史の改ざん（全水内ボル派批判を通した）と融和主義・改良主義の全面賛美の開始を解放同盟内こえ派の反動的転換の開始としてつかみ、そのことの根拠を、大阪における戦後部落解放運動の歴史の整理を通して、解同内こえ派の成立と彼らのよって立つ基礎をつかんできた。核心的には、対日共闘争において、差別問題めぐる対決としてつかめておらず、（即ち、差別主義党として対象化できず）いわば、日共綱領を承認した「党

〇において、〇〇の兄弟同志と共に、何十回となく怒りと口惜しさの涙を流し、だが、正しいものを正しいものとして突き出しゆずらず、反内糾派―解同内社民と徹底対決してきた。我々は、反内糾脱落グループを絶対に許さないし、解体―止揚する。

同時に我々は、内糾路線の確立という格闘に着手しながらも、革労協―社青同の分裂として、結果した事態について憂うべき事態としておさえ、何よりも、我々が解放派の先頭を担い、解放派の脆弱性をそれとしてえぐり出し、解放派の強靱な隊列を日本階級闘争―国際階級闘争に登場せしめる決意を打ち固めてきたのである。

④（第二について）差別主義反革命革マルは、77年8・9部落民虐殺宣言直後のエセ解四八一号紙上での「部落抹殺論」の存在に起因する種々の差別事件―規定即ち、「部落抹殺論」の全面展開をもって、差別主義反革命として完成した。そして、79年12・10関大解放研ボックスを襲撃し、部落の兄弟であり、「障害者」であるA君に対し、指名白色テロに踏み込んだのである。かかる白色テロに対し、敢然と報復を宣言し、この襲撃を差別主義襲撃として、歴史的な差別主義ファシスト共の部落襲撃に照らしながらつかみ、差別主義反革命革マル糾弾―一掃の陣型を形成してきた。

④（第三について）79年10・31を狭山再審却下阻止決戦の

内闘争」の延長に据え、そうであるが故に、くりかえし、差別主義の大合唱の前に、日和見―後退してきたのだ。

ここにおいて我々は、自らが60年代後期―70年代、日共を超える左派として、部落解放運動にどう登場してきたか！即ち、主体的総括の軸を対日共闘争をどう闘ってきたのかという総括としてつかみ踏み込んできたのである。

この格闘を通しながら、北九州問題から、82年第37回全国大会攻防以降の解同組織攻防を、まさに、日本階級闘争の針路を決定していく攻防としておさえ、組織―運動方針を打ち出していく、力、力、として身につけてたのである。

⑤全ての兄弟同志諸君！

かかる10年に及ぶ、我々の格闘地平のうえに立ち、我々は、本日結成大会を迎えたのである。

今日の解同組織攻防―部落解放運動攻防は、日本階級闘争の未来を決するものである。我々、全国部落解放青年同盟こそが、この未来を決する輝しい任務を負っている。

戦前、全水青年同盟が志半ばにして、敵の攻撃の前に屈したが、我が先達の苦闘を我々が、革命的に批判し、継承しなければならぬ！

日本階級闘争を、日本資本主義発生以来、いや、階級社会発生以来の人民の歴史として、一本の赤い糸にたばねていく格闘として、全水青年同盟の格闘を引きうけよ！

日帝の反革命戦争とファシズムへの突撃と真正面から対決し、死の苦闘にのたうつ日帝国家権力―天皇（制）に、我らが手で、とどめの一刃を！ 全世界プロレタリア人民―被差別大衆の最先頭で闘って、闘って、闘い抜け！ 兄弟石川一雄を必ずや奪還し、部落絶対解放の佳き日をにぎりしめん！

〔5〕 革命的部落解放運動基調

我々は、74年10・31寺尾差別政治判決という敗北の只中から生れ、以来部落解放運動の階級的・革命的転換をめざし闘い抜いてきた。そして、今日ここに名実ともに全国的結集を實現したことを決意もあらたに確認しようではないか！ そして我々は、部落民プロレタリアとして、もっとも革命的に生き、まさに、全国三〇〇万部落大衆の最良の解放戦士として闘い抜くことを決意しようではないか！

84年―80年代中期、日帝は、狭山―「地改法」を環とした帝国主義部落政策の総展開に突入している。この核心こそ、日帝の反革命戦争とファシズムへの突撃である。「地改法」攻撃は、日帝の反革命戦争とファシズムにむけた「城内平和」の暴力的創出のために、天皇（制）を前面とする排外主義・差別主義攻撃をもった、部落解放運動解体と

戦争・天皇翼賛勢力化攻撃であり、三〇〇万部落民に対する戦争とファシズム突撃下の新たな部落差別支配の完成をめざしたものである。まさに、日帝は「地改法」攻撃を通じて帝国主義部落政策の総展開に一举にうってでているのだ。それは、何よりも、日帝国家権力による狭山特別抗告棄却策定の決定的煮つまりとしてある。日帝国家権力・最高裁は、84年、戦後階級関係の一挙的歴史的転換点の接近の中で、部落解放運動―組織の全面的攻防をみすえつつ、石川氏獄死虐殺に凝縮した狭山闘争解体のために、特別抗告棄却攻撃を強行せんとしているのだ。

国家権力の全体重をかけてうちおろされた12・14八鹿判決は、八鹿差別教育糾弾闘争に対し、「法秩序全体の見地」と称し、重刑攻撃を強行した。これは、「法秩序の破壊・民主主義社会への挑戦」「部落解放運動史上の大きな汚点」と言いはなった2・27検察反革命差別論告にたち、差別糾弾闘争の非合法化と、部落解放運動の官許の体制内改良主義・融和主義運動への強制をはからんとする攻撃であるのだ。

日帝の帝国主義部落政策の総展開の下で、部落差別の激化と部落大衆の厳しい生活破壊がかけられている。

「地改法」の反革命的突撃は、すでに部落大衆の生活と闘いに大きくのしかかってきている。（大学奨学金貸与化攻撃、兵庫坂井県政による行政機構の名称変更と同対策事業の大

幅な縮小うち切り、都連足立事務所撤去攻撃・埼玉同和行政うち切り攻撃等々）

部落大衆の差別虐殺を煽動するファシヨ的な差別事件が部落大衆を襲い、権力・ファシスト、差別主義集団日共・革マルによる差別主義煽動が激化し、差別糾弾闘争の破壊・解体攻撃がかけられている。

また、部落大衆の唯一の生業たる部落産業は崩壊の危機にひんしている。部落産業の崩壊の危機は、極めて激しい部落の生活実態をひきだし、失業はますます深刻に拡大している。部落の中高年層の労働実態は不安定であり、青年層の失業問題は、失業率の増大の中で深刻に拡大せんとしている。

まさに、差別・迫害・貧困・死・虐殺の強制が目前に迫まっていると言わねばならない。

今こそ、差別糾弾闘争を基軸に、全ゆる要求を差別との闘いとして明らかにし、全ての部落大衆の決起をかちとる闘いを組織化し抜くことが問われているのだ。

日帝の帝国主義部落差別支配攻撃は、いわば、60年代―70年代解同大衆運動の敵の側からの反革命的総括にもとづいてうちだされた攻撃であり、戦前全水の戦争とファシズムへの血の敗北と戦後解放運動の歴史的脆弱性―国民主義的議会議会主義的限界をつきながら体制内融和運動へたたきこみ、部落解放運動の戦争と天皇翼賛勢力化をはかるものであるのだ。

今、部落解放運動は、歴史的記念場に立っている。日帝国家権力は、石川氏獄死虐殺を頂点に、部落解放運動を解体し、三〇〇万部落大衆に差別・迫害・窮乏を強要する一大攻撃に打って出ている。まさに、獄中20年無実の部落民石川一雄氏を生きて奪還し、差別徹底糾弾―部落絶対解放へ進撃するか、敵の攻撃に屈服し、再び三〇〇万部落大衆の戦争とファシズムへの動員を許すのかという敵との決戦局面に突入している。

戦闘的部落大衆は、「反権力・反天皇・反差別」の旗を高く掲げ、狭山―八鹿を貫く差別糾弾闘争を堅持し、日帝の帝国主義部落政策の総展開に、真正面から対決し闘い抜いている。

しかし、他方、解同内社民・「日本のこえ」派は、8・9部落民虐殺宣言への屈服を転換点に、また直接的には、北九州問題を切先とするブルジョアマスコミを使つての敵の恫喝にちぢみ上がり屈服し、対決しえず、「地改法」攻撃に屈し、あまつさえ、自らの延命の構造を、戦闘派・革命派―解同大衆運動総体の路線転換に、一挙に踏み込んだのである。

狭山闘争への裏切り・逃亡、差別糾弾闘争への敵対等々、彼ら社民・こえ派の反動的仕業は、ますます露骨なものとして、部落大衆の前に現われている。かかる社民・こえ派の路線転換の行きつく先は、部落解放運動の革命的発展を否定し、三〇〇万部落大衆を資本主義と運命を共にさ

せ、再び戦争とファシズムに動員せんとするものであり、あまつさえ、天皇(制)への屈服を通して、戦争と天皇翼賛勢力への道を掃き清め、踏み出さんとしているのだ。まさに、戦前、水平社がそうであったように、ファシズム融和運動に部落解放運動を变质させんとし、体制内改良主義運動へ落し込めんとしている。

我々は、日帝国家権力の厳しい帝國主義部落政策―差別の厳しい現実と部落解放運動の困難な現局面を前に、文字通り、三〇〇万部落大衆の24時間の生活に根ざした、しかも、部落絶対解放の「佳き日」を実現しうる革命的部落解放運動の進撃を開始しなければならぬ。この道は決して安易なものではないが、獄中の石川氏や水平社の先達の闘いの一つ一つに学ぶならば、必ずや、やりとげることができる。

解同内社民・こえ派の反動的敵対を踏みしり、日共・マルをはじめとした差別主義者共を解体しきり、天皇(制)を頂点とした帝國主義国家権力解体・打倒へと突き進む闘いを大胆に押し進めよ!

全水青年同盟の「全階級戦線に進出せよ!」の呼びかけを継承し、日本階級闘争の最前線に立ってきた部落民の闘いを引きうけ、来たるべき決戦場へ突き進もうではないか!

全ての同志・兄弟・姉妹達!

我々は、我々の闘いの基礎を鮮明にせねばならない。部落

アシズム融和への転落か、革命か、をめぐる攻防に突入している。

社民こえ派による体制内改良主義の反動的うち固めは、敵の攻撃に屈伏し、差別徹底糾弾思想を投げすて、思想・路線としてファシズム融和への転落の道を選択した。社民・こえ派は、自己の小ブル的延命のために石川氏と三〇〇万部落民の運命を譲りわたさんとしているのだ。

まさに、部落解放運動の現段階の核心点は、部落解放運動の生命線と部落民魂をうりわたし、座して差別虐殺されるのか、差別徹底糾弾思想を核心に国家権力・ファシスト、差別主義集団と徹底対決し、部落絶対解放につきすすむのか!にある。

「差別に負け卑屈に生きるのではなく、徹底して糾弾し生き闘う!―差別徹底糾弾思想と歩みこそ、部落民の生き様であり、部落解放運動の生命線である。」

部落大衆をめぐる24時間を部落差別としてくり返し明らかにすることを基礎に、三〇〇万部落民の共通利害の形成と部落絶対解放に自己をすえつけ、差別徹底糾弾を核心に、権力・ファシスト・差別主義集団と非和解・非妥協に対決するところこそが、敵の攻撃をうち破り、部落絶対解放をきり拓く力であるのだ。

日帝国家権力は、反革命戦争とファシズムへの突撃の中で

差別の只中に、その活動根拠地を定め、部落と部落解放運動に内在する革命分子として、三〇〇万部落大衆に依拠し、先頭に立つ部隊として自らを位置づけようではないか。部落解放運動の階級化・革命化に向け、血のじむ格闘をつみかさね、もって、全ての階級戦線に進出するものでなければならぬ。戦前―中核派と、この点において、我々は区別性をはっきりさせ、我々の進むべき方向に確信をもたねばならない。現下の部落解放運動に絶望とさえない思いをもって、何が部落解放運動を闘い抜けるであろうか。我々は、あくまでも、部落大衆に依拠し、部落解放運動の革命的転換に向け闘い抜く!

解同内社民・こえ派による戦闘派・革命派のページと部落解放運動総体の体制内改良主義への反動的打ち固めを粉砕し、革命的部落解放運動の総進撃を断固として克ちとうろ! 戦前、全水の血の敗北をかみしめ戦後部落解放運動の出発点的限界(国民運動としての再建)を根底から克服しうる80年代部落解放運動の構築に、その先頭に、革命的部落民として闘いに立とう!

闘争―組織方針

部落解放運動は、日帝の帝國主義部落政策の総展開とファシスト、差別主義集団の差別主義煽動―攻撃を前にして、フ

部落解放運動を解体し、ファシズム融和へ叩きこまんとしている。この敵の攻撃に屈伏し、資本主義の枠内での部落問題解決を展望する体制内改良主義の対極に、革命的部落解放運動路線を鮮明にかかげ、闘いぬかなければならない。この闘いと共に、社民―こえ派の戦争と天皇翼賛勢力化の道を粉砕し、部落解放運動と日本階級闘争の革命的前進を闘い抜く主体的飛躍がとわれている。

今日の部落解放運動―組織の全面的攻防の只中には、日帝の排外主義・差別主義攻撃に屈伏し、敗北してきた日本階級闘争―革命闘争の負の歴史を突破しうる力がひそんでいるのであり、我々は、この力をひき出しながら存分に闘わねばならない。

81年奈良天皇闘争において、部落解放運動の歴史的地平から日帝階級支配の歴史的「生命力」たる天皇(制)攻撃を暴きだし、戦前―戦後日本革命運動の天皇(制)との対決をめぐる戦略思想的屈伏をこえて、日帝階級支配の歴史的「生命力」を断ち切り、その構造に根底的に対決する戦略的地平をきり拓いた。これらの格闘を、全組織的にうち固めよ!

革命的部落解放運動―被差別大衆運動は、反革命戦争とファシズムに突撃する日帝に対決する権力闘争―ソビエト運動の不可欠の一翼として位置を占めているのだ。

くり返し、日本階級闘争の最前線にたってきた部落民の闘

いをひきうけ、敵日帝国家権力との決戦場へつきすすまん!!
全世界プロレタリアート、被差別大衆人民と国際連帯し、
日帝の反革命戦争とファシズムへの突撃に対決し、8・9部
落民虐殺宣言―「地改法」攻撃をもった帝国主義部落政策の
総展開を粉碎し、蜂起―革命戦争(内戦)をきり拓き、部落
絶対解放―プロレタリア共産主義革命の勝利にむかって前進
せよ!

新たな戦前情勢下、解同内社民―「日本のこえ」派に
よる戦闘派・革命派パージと解同大衆運動総体の体制内改良
主義への反動的うち固めを粉碎し、革命的部落解放運動の総
進撃をかちとれ!

5・23狭山中央闘争に総決起し、狭山―八鹿決戦の勝利を
かちとれ!

△徹底非妥協・実力闘争・空港絶対反対✓で闘い抜く反対
同盟農民と固く連帯し、三里塚現地に集中し、ゲリラ戦―パ
ルチザン戦―革命的労働水「障」学共闘の実力闘争で二期空
港決戦に勝利せよ!二期決戦から脱走・逃亡し敵対する第
四インター、日向派らを粉碎し、脱落派を解体止揚せよ!

南朝鮮・沖縄人民と連帯し、六月戦域核トマホーク極東配
備を阻止せよ!

日韓米三国安保実戦化―戦争突撃の跳躍台⇨全斗煥来日・
天皇会谈爆破! リムパック84粉砕!

「昭和最後の日」⇨Xデーをメルクマイルとした天皇(制)
攻撃と正面対決せよ!

戦時「障害者」抹殺攻撃と対決し、刑法決戦―赤堀差別裁
判糾弾闘争を闘い、闘う「障害者」と連帯し、闘い抜け!

沖縄人民と連帯し、87年沖縄国体―天皇訪沖縄爆破決戦を射
程に、沖縄解放闘争に決起せよ!

死闘決起する南朝鮮人民・指紋押捺拒否闘争をはじめ⇨同
化か追放か✓の新入管体制と闘う在日朝鮮人民と連帯し闘い
抜け!

差別主義日共・反革命革マル・天皇主義ファシストの襲撃
―敵対をこなみじんに粉碎し、日帝国家権力との血みどろの
死闘戦―決戦へのぼりつめよ!

獄中21年を迎える兄弟石川一雄を何としても奪還し、差別
徹底糾弾! 部落絶対解放へつき進め!

戦争と天皇に対決する革命的政治決起を闘い抜き、全戦線
に部落絶対解放の旗をおしたてよ!

全国部落解放青年同盟は、日本階級闘争―革命闘争の最先
頭で闘い抜き、被差別大衆運動を領導・ケン引せよ!

全ての部落大衆・青年を、全国部落解放青年同盟に組織し、
部落の絶対解放に突進せよ!!

部落解放同盟綱領前文改「正」案への問題提起

〔一〕綱領改「正」案への問題提起にあたって

①日帝の反革命戦争、ファシズムへの突撃がますます加速し、帝国主義部落政策の総展開に突入する中で、部落解放運動は、敵の攻撃をうち破り、部落絶対解放をきり拓くための歴史的な転換―新たな前進を期するべき局面にたっている。

この中で、部落解放同盟が、六〇年綱領を改正し、新綱領の確定を闘い取ることは、部落解放戦略と八〇年代中期部落解放運動の展望を鮮明にするものとして、決定的に重大な意義をもっている。

部落解放同盟中央本部は、第三八回全国大会において綱領前文改正案（第一次案）を提出し、更に四〇回全国大会において第二次案を提案した。

しかし、この綱領改「正」案は、第一次案のみならず第二次案においても、敵の攻撃を粉碎し、八〇年代中期部落解放運動の前進を闘いぬぐうえで、多くの問題点を有していると考ええる。

我々は、七〇年差別映画「橋のない川第Ⅱ部」上映糾弾闘争と、七一年五・三〇におけるそれまで全党全潮流をあげて部落解放運動に関わってこなかったことの自己批判を出発点に、部落絶対解放にむけた全水以来の部落大衆の血のにじむような歴史的格闘に学び、苦闘をわかちあい、狭山差別裁判

糾弾闘争―「橋のない川」差別弾圧裁判糾弾闘争―差別事件糾弾闘争―対日共糾弾闘争を基軸に革命的部落解放運動の前進を闘いぬいできた。

この地平にたち、部落解放運動の前進を、部落解放同盟―部落大衆と連帯し共に闘いぬぐ決意において、綱領改「正」案の問題点を指摘し、卒直に問題提起を行ないたい。

②問題提起にあたって、プロレタリア革命党の、部落民の自主的解放闘争組織―部落解放同盟に対する原則的革命的態度を改めて明らかにすることが不可欠である。

なぜなら、日帝の排外主義・差別主義攻撃に歴史的に敗北してきた日本「左」翼の歴史的限界性、なかんずく、日共スターリン主義による部落解放運動―部落民の差別的利用と引き捨ての歴史を根底的に総括突破し、プロレタリア革命党と部落民の自主的解放闘争組織―部落解放同盟との階級的革命的共同を形成することが、八〇年代中期日本階級闘争―部落解放運動の前進にとって決定的に問われているからである。

③ここで、日共スタの「部落解放」路線、なかんずく組織路線の批判と核心的総括を簡潔に明らかにしたい。

日共スタは、部落差別―封建遺制とし、今日の部落差別は本質的に遺制であり、その歴史的社会的根拠を戦前の「寄生

地主制を支柱とした天皇制」に求め、「戦後改革」と日帝の

「高成長」によって歴史的社会的根拠は喪失し、部落差別は「解消過程にある」と捉え、ここから階級制も身分的独自性も解消し市民、国民一般とされた部落民と市民、国民との融和的結合を「部落解放」としてうちだしている。（「国民融和論」）

ここには、部落差別をブルジョア社会学にのっとり「実態的差別」と「心理的差別」にふりわけ、「実態的差別はすでに解消しつつあり」「心理的差別は変化し」「部落差別は実態的的心理的にも基本的に解消しつつある」とし、そのうえで「なお、旧身分や出身を理由にして侮辱、排斥する部落差別が残っている」（ブルジョア民主主義―市民主義を基準として日共が判定する）という部落差別認識がある。

これらに基づき、ブルジョアの「小ブル的」民主主義運動路線（差別糾弾闘争の否定・解体をもった）と、組織路線として、部落民の自主的解放闘争の存在意義を解体し、その解消をエネルギーとする大衆組織―全解連とスタ党の機械的結合とたてているのである。

日共スタの「封建遺制論」は、部落差別の現実とは無関係に、ブルジョア革命―資本制社会の「自由・平等・博愛」の理念と戦後改革、「高度成長」を全面賛美し、資本制社会における部落差別―差別の存続の根拠を否定し、それをもって

部落差別の現実をも否定せんとしたものである。

「封建遺制論」の論拠である「戦前の寄生地主制を支柱とした天皇制」と「戦後の変質」なるものは（ここには「戦後改革」―戦後天皇（制）への全面屈伏があるが）、日本資本主義の特質として規定するのか、資本主義の段階論として規定するのとも欠落した極めて現象的プラグマティックな資本主義把握、国家権力把握である。

差別―部落差別は、私有財産社会―奴隸制社会の歴史を最後の段階として総括した資本制社会に存立の根拠をもっているのである。

「階級対立―階級支配の存在、階級支配の国家・共同体的支配としての貫徹が差別を必然化させるのであり、差別は幻想的共同体からの排除―抑圧として現実的構造をとり、物神化構造をテコとし、差別の固定的再生産―政治的社会的経済的定立をもって、分業・私有財産秩序への内在化―本格的定立に入るのであり、差別は私的所有の属性である」。

今日の部落差別の本質は、資本主義社会における分業を基礎とした生産諸関係―社会的諸関係（秩序）に本質的な社会的存立根拠をもち、部落民に対する身分的差別支配が、資本制生産様式の下への労働者階級の経済的隷属を基礎とした国家による全人民への支配・抑圧を媒介するものとしてあり、封建的身分差別の資本主義的に再編成された資本主義的身分

制である。

そして、差別が幻想的共同体からの排除―抑圧として現実的構造をとるからこそ、差別（意識）は、支配階級―被支配階級を貫ぬいて全成員に貫ぬかれており、国家・共同体（イデオロギー）に屈伏し、それへの普遍的対抗がない限り、差別的諸関係に屈伏し、差別意識もまた再生産されるのである。

日共スタの「封建遺制論」に基づく「部落解放」路線は、資本主義の発展―ブルジョア民主主義運動を展望とし、部落差別を存続させる資本主義に、部落民の運命を共にさせ、差別虐殺攻撃を強制するものである。

そして、市民、国民一般とされた部落民と、市民、国民との融和的結合とは、「一般民小ブルの差別性の下への部落大衆の差別的屈従の強制であり、差別からの解放ではなく、「部落民からの解放」であるのだ。

日共「国民融合論」は、資本制社会と国家の変革の契機を完全に否定し去ったが、「国民融合論」をだすに至った日共スタの「部落解放」路線に対する批判として「階級解消論」という批判は不十分であり、日共スタの語る「階級性」の階級的社会的暴露が不可欠である。日共スタの「階級性」とは、人民あるいは国民であり、現実的には一般民小ブルであり、そうであるからこそ、「国民融合論」を必然としたのだ。

ない以上、「プロレタリアートの外」に定立された「共産主義的意識」とは、プロレタリアートの革命性、プロレタリア革命の衝撃を外的にうけた小ブルジョアのイデオロギー、政治路線である。

ここでは、ブルジョア社会における精神労働と肉体労働の分離と精神労働者による支配を前提とし、イデオロギー主義的に把握されたプロレタリアートの革命性―実は小ブルジョアの革命性をスタ党が専有し、このことによって、スタ党が自己を存在的に検証することを本質的に否定し、自己絶対化を必然とするのである。このようにして、自己の小ブル性は固定化され、それをプロレタリア性として擬制し、現実的階級的には、小ブルジョアの利害とエネルギーを基礎に、プロレタリア革命に戦略的に敵対するのである。

従って、党と大衆組織の関係は、プロレタリアートの革命性の現実的形成を本質的に否定することによって、徹底した大衆蔑視に貫ぬかれた大衆組織の物理力化と支配となるのである。

このスタ党による大衆組織の支配の構造が、部落解放運動をめぐって、反部落民性、反革命性を全面露呈する。

「封建遺制論」と不可分の関係にあるが、いかなる党派であれ、資本制社会と国家の差別的諸関係（差別意識）の再生産と無縁ではありえないにも拘らず、日共スタはそれを否定

日共スタの、差別糾弾闘争を否定・解体し、「逆差別論」「新差別」規定をもった運動路線は、日帝の帝国主義部落差別攻撃に対決することを否定し、部落民の自主的解放闘争に全面敵対することによって、日帝の帝国主義部落差別攻撃を補完するものであるのだ。

このうえに、日共スタの組織路線の反部落民的反革命的本質を暴きださねばならない。

日共スタの組織路線の差別主義性は、「封建遺制論」を基礎とした「部落解放」路線に基づく部落民の自主的解放闘争の団結、組織の存在意義の否定、解体にあり、「国民融合論」に至っては、その解消をエネルギーとして組織せんとしていることである。

同時に、我々は、日共スタによる部落民の自主的解放闘争組織に対する差別敵対の構造を、スターリン主義組織論から明らかにしなければならない。

「スターリン主義の組織論は、共産主義革命の歴史的必然性」階級的社会的根拠であるプロレタリアート存在の革命性とその現実的形成を本質的に否定し、「プロレタリアートの外」に「共産主義的意識」を定立し、そこに党の発生根拠を求めたのである。

「共産主義的意識」の存在的根拠それ自身が無規定であり、ただ、本質的に社会的政治的に無規定な存在と意識はありえ

し、更に部落解放運動の歴史的格闘と団結をイデオロギーか、政治路線へと解消し、それを専有することによって、部落民の自主的解放闘争への支配権をうちたてんとするのである。

まさに、日本の差別的諸関係とその一般的即目的利害を基底にした大衆運動蔑視とひきまわしであり、日共スタの差別性の下への部落解放運動―部落大衆の差別的隷従の強制であるのだ。

全水以来の融和主義との訣別から出発した部落民の自主的解放運動の歴史は、いかなる部分に対しても、なかななく「左」翼党派は部落解放に責任を有するからこそ、日共スタの立場、利害を鋭く問うてきたのであった。

それに対し、日共スタは、部落民の自主的解放闘争組織―部落解放同盟に対する差別敵対―分裂攻撃にふみこみ、差別糾弾闘争への差別敵対をもって差別主義への転落を自ら刻印したのである。

④以上にたち、核心的総括点こそ、第一に、プロレタリア共産主義革命の完遂によって、部落差別の廃絶―部落絶対解放を実現する部落解放路線をうちたてたことである。

資本制社会に部落差別の存続の根拠をもち、日帝階級支配が部落民への差別支配を媒介として貫徹されている以上、

部落民—部落民プロレタリアの糾弾闘争を武器とした部落民の自主的解放闘争を絶対的条件、「環」としたプロレタリア—トの革命的階級形成を主体的根拠として、プロレタリア共産主義革命—部落絶対解放は実現されるのである。プロレタリア革命において差別との闘いが欠如しても結果的には差別の廃絶が実現するというのは、そのプロレタリア革命・共産主義の内容として疎外をもっているものであり、私有財産制度廃絶の主体的根拠をもちえないものである。

そして、部落解放戦線における組織路線として、部落民の身分的共通利害に基づく自主的な大衆組織—部落解放同盟を堅持し、かつそれを（身分的共通利害そのものの実現—貫徹は、実はプロレタリア革命によってしかなしえないことを根拠として）部落民プロレタリアとその自主的団結（と、階級的自己批判を通しその利害—立場を共有した一般民プロレタリアの階級的共同）のヘゲモニーの下に秩序づけることである。そして、大衆組織（解放同盟）と連帯・共同し、かつその階級的革命的再編—プロレタリアヘゲモニーの確立を内在的に推進する党と、大衆組織との相互媒介的發展関係を形成することである。

第二に、党と部落民の自主的解放闘争組織との相互媒介的發展関係の確立のために、党は、不斷に差別的限界を対象化し止揚せんとする緊張を保持し、その新たな再生産への対決

をなし得る回路と構造、すなわち、部落差別—部落解放運動とそれを基軸にした差別問題—被差別大衆解放運動についての組織的（内的）格闘構造を、部落民（被差別）党員の相対的独自の団結を条件として確立することを不可欠とするのである。

これを根拠として、革命的部落解放運動—被差別大衆解放運動を不可欠の一環とする革命のプロレタリアソビエト運動の推進構造を確立することである。革命的プロレタリアソビエト運動の基本構造—推進構造の中に、差別に対決し、差別の廃絶の地平を闘いとる思想闘争—自己批判—自己変革を確立することをもって、抑圧・差別する側のプロレタリアートの利害がプロレタリアート総体の「一般的」利害としてつきだされることを突破し、プロレタリア解放—被差別大衆解放を実現するプロレタリアートの普遍的利害を形成することがなしうるのである。

それを通して、日本的差別的諸関係とその一般的即自的利害を基底にした大衆運動蔑視とひきまわしというスタの下への差別的隷従を根底からこえていくプロレタリア革命党と部落解放闘争—組織、被差別大衆解放闘争—組織との相互媒介的發展関係—階級的革命的共同を形成していくことがなしうるのである。

我々は、このことを、目上委差別事件の組織内糾弾闘争を、

解放派部落解放運動一〇年の地平を条件として全組織的に着手し闘いぬく中でつかみとり、内糾闘争の普遍的意義を実践的に深化發展させ、革命的プロレタリアソビエト運動の推進構造の確立と、プロレタリア革命党と部落民の自主的解放闘争組織との階級的革命的共同の形成にむけて闘い、その前進をおしすすめてきた。

⑤ 解放派部落解放運動と内糾闘争の地平にたち、プロレタリア革命党の部落解放同盟に対する原則的革命的態度を明らかにする。

我々は、日帝の帝国主義部落政策の総展開とファシスト、差別主義集団の差別主義攻撃に対決し闘うとともに、党としての部落解放運動の地平にふまえ、部落差別の廃絶—部落絶対解放をプロレタリア共産主義革命の完遂によって実現するという部落解放路線に基づき、プロレタリア解放闘争の一環としての部落解放運動の階級的革命的発展の立場からする、部落民の自主的解放闘争組織としての部落解放同盟への、部落絶対解放にむけた相互批判、自己批判をもった原則的革命的関係を確立、發展させ、不斷に自ら—党の地平を、全水以来六〇年にわたる部落民の自主的解放闘争の歴史的地平から検証し、その苦闘をわかちあい、部落絶対解放にむけ共に闘いぬく決意である。

我々は、部落解放同盟に対する原則的革命的態度をもって綱領改「正」案に対する問題提起を行ないたい。

八〇年代中期を闘う部落解放綱領と戦略、路線の確立の一助となることを期待する。

〔二〕 部落解放綱領確定の革命的意義と課題

①階級情勢の決戦にむけた煮つまりと部落解放運動の現段階は、部落解放綱領の新たな確定を要求している。

日帝は、体制的危機の深まりの中で、「戦後史を画する」戦争突撃―「城内平和」の暴力的創出の総攻撃にふみだし、狭山―「地改法」を環とする帝国主義部落政策の総展開に突入している。

部落解放運動を解体し、三百万部落大衆に差別・迫害、窮乏、虐殺を強制する一大攻撃にうってでているのだ。

敵は、革命党への治安維持法型弾圧攻撃、三里塚二期着工攻撃、労働戦線の帝国主義的反革命的再編、戦闘派解体攻撃と一つの流れとして、部落解放運動を戦争と天皇翼賛勢力―ファシズム融和に叩きこまんと狙っている。

まさに、現下の敵との攻防は、三百万部落大衆の運命を決するファシズムか、解放かの決戦に突入している。

この敵の攻撃を前にして、社民―「こえ」派は、石川氏と三百万部落民の運命を譲りわたし、部落解放運動の路線転換―体制内改良主義の反動的うち固めを通したファシズム融和への転落の道に―挙にふみだし、部落解放運動は、ファシズム融和への転落か、革命的転換か、をめぐる攻防に突入している。

ることの革命的意義は甚大である。

全ての部落大衆の闘い、格闘、営為を凝縮し、部落解放綱領の確立を達成しなければならない。

② 部落解放綱領の確立のための課題は、

第一に、狭山差別裁判糾弾闘争―差別糾弾闘争を基軸とした七〇年代部落解放運動の戦闘的大衆の発展の地平を明らかにすることである。

第二に、日帝の反革命戦争とファシズムへの突撃―帝国主義部落政策の総展開に対決する八〇年代中期部落解放運動の戦闘、展望をうちたてることである。

第三に、日共差別主義集団の「封建遺制論」に基づく「国民融合論」の対極に、部落差別の廃絶―部落絶対解放が、資本制社会と国家の転覆と廃絶、すなわちプロレタリア共産主義革命の完遂によって実現されることを鮮明に明らかにすることである。

第四に、日帝の帝国主義部落政策とファシスト、差別主義集団の差別主義攻撃に対決する運動路線、組織路線を、部落差別の激化と部落大衆の生活の現実から、部落解放運動の歴史の総括、なかんずく、七〇年代の狭山差別裁判糾弾闘争―差別糾弾闘争、対日共闘争―糾弾闘争、特措法一三年の闘い、被差別大衆との反差別共同闘争の総括を通して、うちたてて

日帝の帝国主義部落政策を粉碎し、社民―「こえ」派の体制内改良主義の反動的うち固めをふみしだく部落解放路線の確立が求められている。

六〇年綱領は、日共スタのヘゲモニーの下に、部落解放国策樹立要求運動へむかう大衆的要求闘争、差別行政糾弾闘争と対抗することを動機として作成された。六〇年代中期以降の対日共闘争―糾弾闘争の地平、なかんずく、日共の差別主義敵対と対決し闘いぬかれた狭山差別裁判糾弾闘争―差別糾弾闘争を基軸とした七〇年代部落解放運動の戦闘的大衆の発展の地平の総括を通して、部落民の自主的解放闘争の戦闘、路線をうちたてるものとして、六〇年綱領の全面的再編が必要不可欠である。

他方、特措法一三年の運動、その理論的表現である朝田テ―ゼが、「地改法」攻撃をもった日帝の帝国主義部落政策の総展開を前にしてその無力さを明らかにし、又、狭山差別裁判糾弾闘争―差別糾弾闘争を基軸とした七〇年代部落解放運動の戦闘的大衆の発展を通して、その限界性を明らかにしている。

この中で、部落解放運動の六二年に亘る歴史的格闘の総括を通して、部落差別とは何か、部落差別の廃絶―部落絶対解放とは何か、いかに実現されるのか、を核心点として部落解放綱領を確立し、八〇年代中期部落解放運動の路線を確立す

ことが求められている。

我々が、綱領改「正」案を問題にする視点は、上記四点からである。

大日本平等会でまかれた水平社創立大会の宣伝ビラ

一、階級的差別を根絶し、被差別の自衛的運動を起して集體的闘争を組織し、
二、在りし下層下層とする特殊階級民の自衛的闘争の発展を促さんとする

京 都 全国水平社創立大会へ!!

開催地 京都市園崎公會堂
開催日 来る三月二日正午時開行
男女何れを問はず新つて参加せよ
福澤、東洋、近世、中国、西洋、日本人、朝鮮人

水平社同人

〔三〕 綱領改「正」案への問題提起

綱領改「正」案は、全体の構成として、六〇年綱領を下敷きに、それを改正するという形式をとっている。

綱領改「正」案は、六〇年綱領に、六〇年代―七〇年代の部落解放運動の歴史的格闘と地平を押しこまんとしたがために、六〇年代―七〇年代部落解放運動の闘いと営為をふまえた綱領としては極めて不十分であると言わなければならない。驚くべきことに、改「正」案の(一)の部落民の状態の把握は、六〇年綱領のままである。要求綱目の全面改正との関係からいっても、全面的に改正されるべきであるにも拘らず、六〇年綱領の引用で何故済ましうるのか、理解に苦しむところである。

又、資本制社会における部落差別の存続の根拠―部落差別の本質認識と、階級情勢の段階的進展の中で部落差別攻撃の把握とが、一緒くたにして展開されている。

日本資本主義―日本帝国主義の形成、確立、発展の中で、部落差別がいかなる位置をもってきたのかを明らかにし、それが日帝の体制的危機の中でむき出しの姿をもってあらわれてきたことを明らかにすることであり、このような関係においてとらえることが必要であると考える。

一緒くたにした原因は、日共スタの「戦後改革」と「高成

長」を論拠にした「封建遺制論」に逆規定されていることと、部落差別を支配階級が採用しうる一政策として(従って部落問題は資本主義の枠内でも「解決」しうる)把握する傾向とが考えられる。

すでにみたように、日共の「封建遺制論」が現象的プラグマティックな資本主義把握、国家権力把握に基づくものであり、何ら逆規定される必要はないのであって、「戦後改革」、日帝の「高成長」の評価を展開するとしても部落差別の歴史的社会的根拠との位相の違いも明確にすべきである。

また、戦前―戦後部落解放運動総括は、独自項目として設けるべきである。「資本主義の枠内でも『部落解放』は可能である」という見解に基づいてか、(二)の部落差別の歴史的社会的根拠の項目に押しこむことは、部落解放運動―部落大衆の全ゆる格闘、営為を一面化することを結果する。

綱領改「正」案は、全体に重複が多く、整理されていないものとなっている。

我々は、(二)で述べた視点にたち、以下の順序で問題提起を行いたい。

(一) 綱領改「正」案は、七〇年代部落解放運動にいかなる総括、評価を明らかにしているか。

(二) 戦前―戦後部落解放運動の歴史的総括をいかに明らかにしているか。

(3) 部落解放運動の歴史的総括のうえに、八〇年代部落解放運動の戦略、路線をいかにうちだしているか。

① 日帝の反革命戦争とファシズムへの突撃をめぐって

② 部落解放戦略と部落解放運動の性格について

③ 部落解放運動の運動路線について

④ 組織路線について

⑤ 部落解放思想について

(4) 八〇年代部落解放運動の戦略、路線を基礎づけるものとしての部落差別の本質―部落差別の歴史的社会的根拠をいかに明らかにしているか。

① 部落差別の実態―部落民の生活の現実

② 部落差別の本質―部落差別の歴史的社会的根拠

(5) これらの前提にある資本制社会把握と国家権力把握について

(1) 七〇年代部落解放運動の総括、評価に関して

綱領改「正」案第一次案は、狭山差別裁判糾弾闘争を全く記述していなかったが、第二次案は、「高松差別裁判闘争の伝統を受けついで『狭山差別裁判闘争』は部落解放運動を生活や教育の条件整備の域にとどめず、人権の尊さを支配権力の差別性に対置させ、その本質を見抜く力を前進させた」と記述している。

狭山差別裁判糾弾闘争は、「石川の命、わが命、三百万部落民の命」を核心に、司法・国家権力に対する大衆的糾弾闘争として、差別・抑圧を許さない被差別大衆、労働者人民の共同闘争をもって闘いぬかれてきた。

だが、第二次案は、狭山差別裁判糾弾闘争を「狭山差別裁判闘争」と規定し、「人権の尊さを支配権力の差別性に對置」ということよって、狭山闘争が司法・国家権力に対する大衆的糾弾闘争として闘いぬかれてきたことを消し去っている。石川氏の不屈の獄中闘争、権力との非妥協の闘いは、「人権の尊さを支配権力の差別性に對置」したものであるのか。これは、一面的歪曲であり、狭山闘争の意義の清算であるといわねばならない。

狭山差別裁判糾弾闘争を頂点とした全国での差別糾弾闘争の地平と意義こそ、全水以来の糾弾闘争―思想の革命的復権をつきだし、天皇制ファシズムの下への敗北の総括を放棄したうえで出発した戦後解放運動の国民主義的議会主義的制約をくい破り、七〇年代部落解放運動の戦闘的大衆的発展をきり拓いてきたところにある。

この革命的地平を堅持、発展させることをもって、日帝の狭山―「地改法」を環とした帝国主義部落政策の総展開と正面から対決し、八〇年代部落解放運動の前進を闘いぬくことができるのである。

綱領改「正」案の狭山差別裁判糾弾闘争―差別糾弾闘争の
評価は、差別糾弾闘争―狭山差別裁判糾弾闘争の部落解放運
動にとつての意義の清算を意味するものといわねばならない。
これがまず第一である。

第二に、差別主義集団日共に対する態度の欠落である。
答申論争を契機に、矢田教育差別事件糾弾闘争―差別映画

「橋のない川第Ⅱ部」上映糾弾闘争を通した差別主義集団日
共との全面攻防―放逐の闘いは、日共の差別主義集団への転
落を、部落民の自主的解放運動に対する敵視、否定、一般民
の差別性への部落大衆の屈従の強制において暴きだし、差別
糾弾闘争を鋭い分岐点として、日共の差別主義煽動と対決し、
糾弾闘争として闘いぬかれた。

対日共闘争―対日共糾弾闘争は、七〇年代部落解放運動の
核心的位置を占めてきた。

「左」翼の中からの差別主義の登場とそれとの闘いは、融
和主義との根底的訣別、対決をもつた部落解放運動の革命的
発展の環である。

綱領改「正」案において、差別主義集団日共に対する態度
を明記すべきである。

第三に、特措法一三年の運動を改良主義の立場から、評価
を出している点である。

綱領改「正」案は、特措一三年の運動によって「部落の環

らの現状は、「部落解放運動の地域的な力量の格差と融和政
策」によるものであるのか。

「部落大衆の生活を一般の水準におしあげる」ことで完結す
る改良主義の問題こそが問われていると考える。

第二次案は、「部落解放運動の地域的な力量の格差」とい
うことよつて、特措法一三年の運動の改良主義的^①全面評価
を行なっている。答申に固執することを前提として特措法十
三年の運動と部落大衆の生活の現状の評価を導きだしたもの
といわねばならない。

第四に、日帝国家権力に対決する被差別大衆との反差別共
同闘争の欠落である。

第二次案では、「差別と闘う国際的な運動との連帯」を提
起しているが「障害者」解放闘争、沖縄人民解放闘争、アイ
ヌ人民解放闘争、在日朝鮮人民解放闘争等の被差別大衆解放
闘争との連帯、反差別共同闘争が全く位置づけられていない。
七〇年代狭山闘争の戦闘的^②全人民的発展を通し、被差別大
衆との反差別共同闘争の前進が闘いぬかれてきた。

被差別大衆との反差別共同闘争は、被差別者が相互に差別
しあう関係を問い、互いの運動に学び、相互批判―自己批判
を通して、「一切の差別を許さない」という闘いの思想を深
め、被差別大衆との連帯、結合を深め、部落解放運動の飛躍
をきり拓いてきた。

境をはじめとして教育、仕事など一定の改善をかちとつた
と評価し、そのうえで「部落解放運動の地域的な力量の格差
と融和政策によつて」「なお解決されていない」現状を提起
している。

特措法一三年の運動が、部落大衆の生活にいかにあらわれ
ているのかをみる必要がある。

特措法一三年の運動は、部落大衆の要求闘争、行政闘争に
よつて様々な地区改良事業が行なわれ、一定の前進をかちと
つてきた。

だが、5階建以上の高層住宅が部落の中にたち、部落の中
は「近代化」されてきたが、実は鉄の扉が近所づきあいを切
り、核家族化が著しく進行していった。部落民どうしの日常
的関係が切断され、部落の二四時間をめぐる関係が解体され
てきたのである。部落の共同性の解体と同時に、行政―権力
機構末端による部落支配の強化が生みだされている。

環境改善事業を除けば、労働対策、企業対策、農村対策、
教育対策は成果をあげていない現状にある。

そして、部落産業は崩壊の淵にたつており、部落の中高年
層は、「衣、食、住」が一定水準に達したが故に一層厳しい
状態にたたされ、労働実態は不安定であり、青年層の失業問
題は、失業率の増大の中で深刻に拡大せんとしている。

特措法一三年の運動をくぐる中で部落大衆をめぐるこれ

綱領改「正」案は、被差別大衆との反差別共同闘争の意義
を明記すべきである。

(2) 戦前―戦後解放運動の歴史的総括に関して

綱領改「正」案の全国水平社創立とその闘いの評価は、融
和主義と訣別した全水結成と水平社運動の歴史的格闘を歪曲
したものと云わざるをえない。

『水平社宣言』の思想としての融和主義との訣別、部落民
の自主的解放、差別糾弾思想―闘争の部落民の自主的解放運
動にとつての本質的意義、普遍的人間解放の思想が位置づけ
られず、かわりに「人間復権」という概念がもちこまれてい
る。

第一次案での「人間復権への要求をかかげ」が、第二次案
では「人間の尊厳を主張し」に変更されているが、変更趣旨
は不明である。又、(四)では水平社宣言の「人間の原理に
覚醒し、人類最高の完成に」を、「人間復権の叫び」として
いる。

ここで「人間復権」という概念について問題にしたい。
「人間復権」の概念は、「人間疎外克服」として規定され
ている。

まず確認すべきは、『水平社宣言』の中で「人間復権」な
る概念は全く存在しないし、「人間疎外」「人間復権」なる

概念は部落解放運動の歴史の中で生みだされ鍛えあげられた概念では全くないということである。

従って、『水平社宣言』の「人間性の原理に覚醒し、人類最高の完成」を、「人間復権の叫び」とするのはコジツケ以外の何物でもない。更に、現実の部落解放運動の歴史的格闘と無縁にもちこまれた概念をもちいて、部落解放運動の歴史と現在と未来を、「人間疎外」から「人間復権」の過程として把握する歴史観は、現実の歴史を意識、概念の歴史として把握する小ブル的観念的代物と言わなければならない。

そして、全国水平社の闘いに対する「部落民の自尊心を高め、世人の反省をよびおこした」なる評価は、融和主義との訣別をもった水平社運動の歴史的格闘が部落絶対解放にむけた闘いであることを決定的に歪曲し、かつ戦前階級闘争において、労働運動、農民運動に進出し、天皇制ファシズムに抗し最後まで闘いぬいた歴史と意義を消し去るものである。

更に、綱領改「正」案第二次案は、「戦争とファシズムからの攻撃によって民主主義は大きな壁にぶつかり、全国水平社の闘いもこの時期に前進を阻まれた」と述べている。

この戦前全水敗北の総括は、重大な限界をもっていると考ええる。

それは、何よりも、天皇制ファシズムの下での全水運動の血の敗北の歴史を、正面から問題にすることなく、「前進を

阻まれた」とアイマイにしていることである。

全国水平社が、天皇制ファシズムに抗し最後まで闘いながらも、戦争とファシズムとの対決に敗北し、ファシズム融和に屈伏・転落し、田殺され、部落大衆が日帝の侵略戦争に動員されていったことを、今日の総括をもって明記すべきであると考える。

我々は、日帝の排外主義、差別主義攻撃に敗北してきた日本「左」翼の歴史的限界性の根底的突破の決意において、このことを提起するものである。

綱領改正案第一次案は、戦後解放運動史を特措法闘争のみとしていたが、第二次案では差別行政糾弾闘争、狭山闘争を付け加えている。

しかし、差別糾弾闘争、反天皇闘争、対日共闘争、そして六〇年代の狭山差別裁判糾弾闘争を頂点とした全国での差別糾弾闘争、対日共糾弾闘争、被差別大衆との反差別共同闘争が欠落し、その意義が消し去られている。

綱領改「正」案では、戦後解放運動は「戦後改革と新憲法による民主化」を徹底させるものとして位置づけられており、ここから答申・特措法の闘いを「一定の改善をかちとることに成功した」と改良主義の立場から、その延長上に「部落解放」を展望せんとしている。

これは、歴史的事実に反するばかりか、「資本主義の枠内

でも「部落解放」は可能である」とし、答申に固執する立場から、戦後解放運動史を決定的にねじ曲げたものと言わねばならない。

(3) 綱領改「正」案の八〇年代部落解放運動の戦略、路線

①日帝の反革命戦争とファシズムへの突撃をめぐる、日帝の帝国主義部落政策の総展開の核心こそ、反革命戦争とファシズムへの突撃である。

部落解放運動は、全国水平社が戦争とファシズムの突撃の只中でファシズム融和に屈伏し血の敗北をきった歴史を、今日、徹底して総括し、全世界労働者被差別大衆人民と連帯し、反革命戦争とファシズムへの突撃と対決し、部落絶対解放へつき進むことが問われている。

日帝の反革命戦争とファシズムへの突撃をめぐる、綱領改「正」案がいかなる態度を明らかにしているかをみてみたい。綱領改「正」案は、七〇年代を通じた八〇年代階級情勢の認識において、日帝の反革命戦争とファシズムへの突撃を一切欠落させ、隠蔽しているといわねばならない。

(一)で「核戦争と環境破壊の脅威」の表現があるが、「核戦争と環境破壊」と部落差別の關係について一切内容展開はなく、(三)では消し去られている。

わずかに「朝鮮戦争の頃より急速に復活してきた独占資本と軍国主義が、日本の民主化に執ように抵抗して部落差別をはじめ、あらゆる差別を利用し反動化をおしすすめている」と述べているに過ぎない。

反革命戦争とファシズムは、戦後世界体制の危機の全面展開と日帝の体制的危機の深化の中で、日帝の唯一の活路であり、「独占資本の極反動」(『解放新聞』一一四九号、小森書記長)が採用しうる一政策などでは全くない。資本主義の本質的な姿の赤裸々な暴露であり、資本主義—帝国主義は、全世界労働者被差別大衆人民の無数の虐殺のうえにのみ存続が可能であるのだ。

日帝の反革命戦争とファシズムへの突撃は、その統合基軸に反共とともに天皇(制)を前面化させ、排外主義・差別主義攻撃を激化させ、天皇を頂点としその対極に部落大衆―被差別大衆に対する差別・抹殺、同化・融和攻撃を強制する帝国主義身分制攻撃を激化させているのであり、まさに戦争とファシズムへの道は、差別虐殺攻撃の激化であるのだ。

反革命戦争とファシズムを「独占資本の極反動」の採用しうる一政策とし、日帝の反革命戦争とファシズムへの突撃を隠蔽することは、資本主義への幻想を与え、その帰結は反革命戦争とファシズムの下での血の敗北であることを我々は警鐘乱打するものである。

日帝のファシズムへの突撃の統合基軸として、帝國主義身分制攻撃の頂点に位置している天皇(制)に対し、綱領改「正」案はいかなる態度を明らかにしているのか。

綱領改「正」案の天皇(制)に対する態度は、戦後天皇(制)の無視、黙殺、隠蔽につきだされている。

改「正」案の天皇(制)の記述は、戦前に限定し、明治維新評価に関わって、賤民制度の「天皇を頂点とする新なる身分制に再編して温存され」と述べている。

ここでの「新なる」とは、この直後の「封建遺制の温存利用」という表現にあるように、身分制度の形態が変化したという意味であり、その性格、本質は封建的である、としている。

従って、天皇(制)は、封建的遺物とされ、天皇(制)が、日本における階級支配の歴史の中で階級支配の一環、頂点を構成してきたことを消し去り、そして、日帝階級支配にとつての「反革命の最後の大義」としての位置を决定的に消し去り、隠蔽するものと言わねばならない。

そして、綱領改「正」案の天皇(制)に対する態度は、護憲の戦略化と結ばれて、天皇(制)への屈伏を生みだしている。

戦後憲法は、第一案における「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」としての天皇(制)規定の対極に、第二四

において部落民を「社会的身分」として積極的に規定し、政治的世襲的身分としての天皇の対極に部落民をおく帝國主義身分制攻撃をうちだしているのであり、戦後階級支配は、議會制ブルジョア独裁と天皇(制)の抱きあわせ形態をもって出発したのである。

綱領改「正」案の戦後天皇(制)の無視、隠蔽は、「貴族あれば賤族あり」と喝破した松本治一郎氏を先頭とする部落解放委員会―部落解放同盟の反天皇闘争の歴史に背反するものであり、又、要求綱目の「天皇、皇族など一切の貴族的特権の完全廃止」に背反するものである。

日帝の体制的危機の深化の下で、激化する天皇(制)攻撃に屈伏するものと言わねばならない。

② 部落解放戦略と部落解放運動の性格について、

綱領改「正」案の部落解放戦略は、部落差別の本質―「封建遺制」「市民的権利と自由の侵害」基定に基づき、「労働者の無権利、低賃金によるコストの安い商品生産」と「反動化」のための部落差別を利用する「独占資本とそれに奉仕する反動的政治体制、すなわち帝國主義、軍国主義」―「独占資本の極反動」に反対し、「戦後民主化」を徹底させ(護憲の戦略化)、「広範な国民大衆の勝利によって、日本の真の民主化が達成されたときはじめて実現する」「部落解放運動は

反核、平和と人権、民主主義のための広範な国民運動の一環であり、そのための統一戦線の一翼である」とうちだしている。

そして部落解放運動の性格を、部落差別の本質認識に基づき、「市民的権利と自由」の獲得運動、人権闘争として規定している。

部落差別の本質認識に関しては独自に問題にする。

ここでは、部落差別の元凶規定と「真の民主化」論の反動性を問題にする。

独占資本を「極反動とそれ以外」にふりわけ、「極反動」を敵とする部落差別の元凶規定は根本的に誤まっている。そもそも、部落解放のための日帝の帝國主義部落政策に対決し闘う独占資本とは何を指しているのか。「極反動」を敵とすることは反動は敵ではないのか。狭山差別裁判を強行し、石川氏に獄死虐殺攻撃をかける司法・国家権力は含まれるのか。天皇(制)は含まれるのか。

又、「独占資本とそれに奉仕する反動的政治体制、すなわち帝國主義、軍国主義」の規定は、帝國主義把握、国家権力把握として極めて混乱したものとなっている。

帝國主義は、「資本主義の最後の発展段階」(レーニン『帝國主義論』)であり、「独占資本の極反動」を指すのではない。

「独占資本に奉仕する反動的政治体制」とは、ブルジョア国家権力を指していると考えられるが、ブルジョア国家権力は、資本制生産様式を基礎とし、プロレタリアートの社会的隷属を永遠化するための、政治的普遍的支配のための抑圧機関である。それが基礎とする資本制生産様式を欠落させ、階級支配の機関であることを消し去った「独占資本に奉仕する反動的政治体制」なる把握は決定的に誤まっている。

部落差別の元凶規定にあたって問題は、資本制社会における差別―部落差別の存続の根拠を明らかにすることであり、綱領改「正」案は、独占資本を「極反動とそれ以外」にふりわけることによって、なしくずし的に「資本主義の枠内での『部落解放』路線」をうちだしていると言わねばならない。

(4) で展開するが、私有財産社会の歴史を最後の段階として総括した資本制社会に部落差別の存続の根拠があり、従って、部落差別の元凶は、資本制社会のうえにたつ天皇(制)を一環とする国家権力である。

「真の民主化」論は、六〇年綱領でも提起されているが、綱領改「正」案では、資本主義賛美、護憲の戦略化と結ばれてうちだされている。

「真の民主化」論について、部落解放同盟が政党と区別された大衆組織であり、従って、革命や社会主義・共産主義を綱領に掲げることができず、「真の民主化」という表現にな

ったというのは理由とはならない。

階級社会—資本制社会の本質的把握に基づき、共産主義革命を綱領的戦略的に確定することについて、党と区別された大衆組織からする限定性があるにせよ、しかし部落解放を目的とする部落民の自主的解放闘争組織であるからこそ、部落差別とは何であり、部落差別の社会的存在根拠はいかにあり、部落差別の根底的廃絶—部落絶対解放とは何か、それはいかにして実現されるのか、を部落解放運動の六二年に亘る歴史的地平にたち、綱領的に明記することが求められているのである。

又、綱領改「正」案は部落解放戦略を提起していないのではなく、「真の民主化」論として、「資本主義の枠内でも『部落解放』は可能である」ことを明記しているのである。

すなわち「真の民主化」論は、民主主義を超歴史的超階級的にとり扱うことよって、「極反動」以外の独占資本に依拠し（三百万部落大衆の現実の制約、利害に依拠するのではなく）、「あるべき民主主義社会—資本主義社会」なるものを描きだし、資本主義への幻想をバラマクところにある。

この「真の民主化」論は、「先進資本主義国の高度な生産技術」への批判の欠落に端的に示される小ブル的改良主義的資本主義把握を前提としている。綱領改「正」案の資本主義把握は独自に問題にしたい。

辺共闘方針、人権啓蒙運動、「疎外克服」運動としてうちだされている。

ここでは、狭山—「地改法」を環とした日帝の帝国主義部落政策の総展開に対する分析、評価は一切欠落している。綱領改「正」案の運動路線は、日帝の帝国主義部落政策の総展開の下での部落差別の激化と部落大衆の生活の現実から出発しているのではない。

今、求められている八〇年代部落解放運動の運動路線は、日帝の帝国主義部落政策の総展開とファシスト、差別主義集団の差別主義攻撃に正面から対決し、うち破り、部落絶対解放へつきすすむ運動路線である。

狭山差別裁判糾弾闘争—差別糾弾闘争を基軸とする七〇年代部落解放運動の戦闘的大衆的発展は、差別糾弾闘争が部落解放運動の生命線であり、差別者、天皇（制）—国家権力に対する差別糾弾闘争は非和解、非妥協であることを鮮明につまじし、日共の差別主義敵対—煽動をうち破る力こそ差別糾弾闘争であることをはっきりとさし示し、天皇（制）とそれを一環とする国家権力こそ部落差別の元凶であることを暴きだしてきた。

差別徹底糾弾を核心に、部落大衆をめぐる二四時間を部落差別としてくり返し明らかにし、国家権力、ファシスト、差別主義集団と徹底対決し闘いぬくことこそが、部落絶対解放

綱領改「正」案は、資本主義賛美と護憲の戦略化と結ばれた部落差別の元凶—「独占資本とそれに奉仕する反動的政治体制、すなわち帝国主義、軍国主義」規定と「真の民主化」論によって、部落差別の社会的存在根拠が資本制社会（国家）にあることを否定し、三百万部落大衆を資本主義と運命を共にさせ、部落絶対解放—プロレタリア共産主義革命に背反する道をうちだしていると言わなければならない。

③八〇年代部落解放運動の運動路線について、

綱領改「正」案は、「資本主義の枠内での『部落解放』路線」にたち、一方で「戦後民主化の不徹底による差別に対し」答申・特措法闘争が「一定の改善をかちとることに成功」し「なお解決されていない」問題を「周辺地域の利益をも共に前進させつつ」「解決」「改善」し、地方で「労働者階級労働大衆が人間疎外を克服」するならば、「独占資本の極反動」が部落差別を利用しえなくなるとたてている。

綱領改「正」案は、六〇年綱領での要求闘争に関する記述をひききついで、部落解放同盟の戦術を展開しているが、改「正」案での要求闘争は、答申に固執した行政闘争を意味し、周辺共闘方針を前面化させている。

このように綱領改「正」案の運動路線は、体制内改良主義を基調とした運動路線であり、答申に固執した行政闘争と周

の展望をきり拓きうるのだ。

差別糾弾闘争を基軸とし、全ゆる要求を差別との闘いとしてみらかんにし部落民の差別への怒りを結集し糾弾闘争として闘いぬくことよって、大衆的要求闘争の爆発をかちとることがなしうるのだ。

差別糾弾闘争を消し去り、答申に固執することに一切の展望はない。日帝国家権力は、部落大衆の差別への怒り、戦闘性、糾弾闘争の抹殺を核心として「地改法」攻撃にふみこんできたのである。

更に、周辺共闘方針の前面化は、決定的に重大である。

綱領改「正」案の「周辺地域の利益をも共に前進させつつ」では、差別問題は全く位置づいておらず、周辺共闘が一般周辺住民の要求—利益がかちとれない限り成立しない共闘—利益分担の共闘であることを示している。

周辺共闘方針は、日共の差別主義キャンペーンに屈伏してうちだされてきた。

周辺共闘は、闘いを基盤とした文化、芸術の交流—こすりあわせ、人間の生活—二四時間をめぐる交流としてではなく、いわば「大多数のための少数者が我慢すべきだ」という思想の運動的実践—融和促進運動に他ならない。

差別糾弾闘争を消し去った人権啓蒙運動、「疎外克服」運動は、敵の差別主義煽動に全く無力なものである。

体制内改良主義を基調とする運動路線は、日帝の帝国主義
部落政策の総展開とファシスト、差別主義集団の差別主義攻
撃を前にして、無力なばかりか屈伏を生みだすものといわね
ばならない。

④組織路線について、

綱領改「正」案(第二次案)は、「部落民は、全体として
独占資本の搾取と圧迫をうけており一つの社会的な身分階層
として、部落差別から生まれる共通の絆で結ばれている」と
述べている。

「共通の絆」||「利害と共通の感情」は、「独占資本の搾
取と圧迫をうけており」「部落差別から生まれる」として規
定されているのである。

部落民の身分的共通制約―利害は、日帝の三百万部落民は
対する差別支配との関係で問題にしなければならぬ。

だが、綱領改「正」案の「独占資本の搾取と圧迫」からす
る規定は、部落民の身分的共通制約を明らかにしないばかり
か、「部落民のみならず一般周辺住民も独占資本の搾取と圧
迫をうけているのだ」として、日共、権力の差別主義煽動に
屈伏した周辺共闘方針を基礎づけるものとしてだされている
といわねばならない。

そして、「共通の絆」||「利害と共通感情」で「結ばれて

いる」ということによって、「共通利害」をあらかじめ定立
されたものとしていふことである。

これは、日帝の部落差別支配に対決し、三百万部落民の共
通利害を形成することや、三百万部落民の共通利害から運動
と組織(自己)を検証することの放棄であり、その帰結は、
ある特定的人格やグループが「部落民の利害」と認定すれば
「部落民の利害」となるものであり、利権主義も「部落民の
利害」とされる危険性をもつものである。

綱領改「正」案は、「意識」を「感情」に変更し、「部落
解放同盟は部落民の利害と共通感情を目的意識的に高め、そ
の自覚にもとづく自主的な解放運動の唯一の大衆団体である」と
提起している。

「自覚にもとづく」というとき、部落民存在、その闘いと
団結の発展、その自己意識として「意識」や「自覚」がたっ
ているか否かが問題である。

ここでは「利害や共通感情」は「目的意識的に高め」られ
ることにおいて意味をもち、単なる自覚の契機におとしこめ
られている。

意識が、三百万部落民の存在―制約、利害とは別個に、そ
れに根拠をもたないものとなっており、極めてイデオロギー
主義的にたっている。

更に、小森書記長は「差別に反発するのは、まだ感情的次

元である」(『解放新聞』一一四九号)と述べている。「感
情的次元」に對置するのは「理性的判断」と考えられるが、
ここにある人間存在把握は、人間存在を自己意識として把握
する小ブル観念論哲学である。問題は、差別への怒りを「感
情的次元」の名のもとに否定すべき対象としていることであ
る。否定ではなく止揚だと言うかも知れないが、意識―「理
性」と存在―感性とを切断している以上、否定となる他はな
いのだ。これは、差別に対決する団結を解体する主張である。
以上より、綱領改「正」案の部落解放同盟の組織性格の規
定は、日帝の部落差別支配と対決し三百万部落民の共通利害
を形成しそれを部落絶対解放の目的としてうちたてることを
欠落させ、従って身分的共通利害に基づく大衆組織であるこ
とを否定し、運動と組織(自己)を三百万部落民の共通利害
から検証する構造をもたず、差別に対決する団結を解体した
イデオロギー主義的な組織論といわねばならない。

⑤部落解放思想について、

①差別主義集団日共に対する態度の欠落と不可分であるが、
綱領改「正」案は、差別主義に対する態度を欠落させている。
差別主義は、階級支配―資本制社会(国家)の本質的属性
であり、部落大衆の差別虐殺を目的とするものである。

体制的危機の深まりの中で、反革命戦争とファシズムに突

撃する日帝国家権力は、反ソをテコとし反共―反革命と直接
的に結合した排外主義と、それと統一された差別主義攻撃を
激化させ、天皇を頂点にその対極に部落大衆―被差別大衆に
対する差別虐殺を強制する帝国主義身分制攻撃を激化させ、
それと結びついたファシストの差別主義白色襲撃、日共差別
主義集団の差別主義敵対がかけられている。

差別主義集団に対する態度は糾弾、打倒であり、これらの
闘いは、三百万部落民の運命、利害をかけた部落民として生
きんが為の倒すか倒されるかの闘いである。

②綱領改「正」案は、六〇年綱領と比しても融和主義に対
する態度を大幅に後退させている。

全国水平社結成と全水以来の部落民の自主的解放運動の歴
史は、融和主義との対決、粉碎を通して闘いぬかれてきた。

だが綱領改「正」案は、「融和主義の克服」の主体を部落
解放同盟とし、部落解放同盟の組織内思想として融和主義を
位置づけ、対決、粉碎を放棄している。

融和主義に對置するのが「部落解放が、日本における平和
と民主主義、そして労働者階級、勤労大衆の権利の前進の基
礎であることの自覚」である。

融和主義とは、三百万部落民の利害と部落解放を売りわた
し、差別主義を補完する反部落民思想である。三百万部落民

の現実の制約と利害に自己が据えつけられず、部落差別の廃絶、部落解放にむけ生々思想の発展がすえつけられないものであり、鋭くは、一般民との差別―被差別の関係、国家権力に対する態度においてつきだされるのである。

差別に対する態度も欠落した「部落解放が、平和と民主主義、労働者階級、勤労大衆の権利の前進の基礎であることの自覚」こそ、融和主義への屈伏と言わねばならない。

ファシスト、反革命差別主義集団革マル、差別主義集団日共―全解連、同和会に対する態度を明記すべきである。

④綱領改「正」案の「差別を克服しうるにたりる主体的人間」について検討する。

「差別を克服しうるにたりる主体的人間」は、「人間疎外克服」との関係でたっている。これは、小森氏の「疎外論」―「主体形成論」の全面導入である。

小森氏の「疎外論」―「主体形成論」の核心的批判を行ない、「差別を克服しうるにたりる主体的人間」の本質を暴いていきたい。

小森氏は、
「市民的権利は、自由に関する権利、自由権的基本権」であり、「人間の内面的変革『私の自覚』『個の確立』というものの権利的表現である」

「人間疎外、自己疎外とは『個の確立』『自我の覚醒』という人間の内面的変革を妨げられたことである」(『部落解放同盟中央理論委員会報告第一集』より)

と述べ、これを理論的に粉飾するために、マルクス主義のブルジョア主義への改作を企て、「自己実現の自由」「人間の本性的自由」なる造語を作りだしている。

小森氏の「疎外」概念はブルジョア革命―資本制社会の自由・平等・博愛の理念とブルジョアの自我を全面賛美し、ブルジョアの自我を主体として、疎外を、精神労働、意識における疎外としてのみ把握するものである。

これは、小森氏が人間存在をいかに把握しているかの問題である。小森氏は、自然的感性的対象的存在としての人間のかわりに、自己意識をおき、「人間疎外」を自己意識の疎外として論じているのである。

そして、小森氏は、「人間疎外、自己疎外」として、一方で勤労国民の、

「社会意識としての差別観念」や「ロボット化、コンピュータ化のもとにおける人間疎外の進行」

をあげ、他方で部落民の、
「窓口一本化という問題も、糾弾闘争に対する社会一般の反感、憎悪も『市民的権利』を『主体の確立』によって裏打ちしなければパーフェクトにならない」

「われわれの運動は、差別者に対して強く対峙するものでなければならぬとして、内なる人間のあり方を少しおろそかにしてきた(以上は『第一集』より)

「部落民の生活、文化の水準の低さ、これを部落問題において語るとき『部落の低位性』と呼んできたが、この低位性こそ、外的制約のもとにそなわられてきた人間の自己実現、自己対象化能力の低さゆえに現象しているものである」(『現代における身分と階級』P 83)

をあげるのである。

ここに小森氏の「疎外論」―「解放思想」の実践的動機と核心がつきだされている。

「糾弾闘争への反感、憎悪」を、差別された部落民の責任に転化し、差別主義煽動への屈伏を動機としたものであり、「内なる人間のあり方をおろそかにしてきた」「部落民の文化、生活水準の低さこそ、自己対象化能力の低さ」といはいはなち、部落大衆の差別に対する鋭く深い怒りへの嫌悪と部落民蔑視を全面化させているのだ。

「文化水準の低さ」とは一体何を意味しているのか。
賤民―部落民が日本史―日本の階級闘争の歴史の中で果たした役割を完全に消し去っているばかりか、部落民の生活と闘い、その中ではぐくまれてきた文化を否定する中に、徹底した部落民蔑視がつきだされている。

更に、「差別されるのは部落民が悪い」と言わんばかりに「自己対象化能力の低さ」なる悪バを部落大衆に投げつけているのだ。

小森氏は一般民、部落民の「疎外状況」の把握のうえに「現実変革以前に疎外状況の克服をすすめる」として「主体形成」を提起するが、それは、対象性の欠如により、現実変革、差別廃絶の根柢なき小ブル観念運動になる他はないのである。

小森氏は、差別に怒りをもつ部落民に対し、
「差別に怒りをもつ人間、差別者の心の奥底まで同情をもつて入りこむことのできる人間、それは二者択一として考えられるが、そこを統一するというのが土壇場の課題」とりくむことができる」(『解放理論と親鸞の思想』P 203)

「自力聖道の慈悲心、つまり同情とか憐愍も人間のもちうる仏心、人間自然の情であり、他力のはからいである」

「われわれのような運動家は、この同情とか憐愍の情に反発してきた」「同情の奥底にある憐愍の情を抱くもの的心を解剖してみると、そこに明らかに部落に対する蔑視感、差別感情が伏流しているということである」

「しかしこの心を肯定しないということは、あまりに理屈にすぎ」「もの考え方が偏狭である」

「同情の美しさ、憐愍の清らかさは、それなりに素直にうけとめ、このような心の湧き出てくる人間の本性を理解し

ての対応こそ大事であろう」（同上、P181～182）

「差別への憎しみを感情的次元から理性的判断に高める」（『第一集』）

と述べ、更に、「あるべき部落民像」を、

「『人のはからい』を乗り越えて、『仏のはからい』『他力』『人間界と外界自然の法則』に帰向すること。そこに部落解放を展望する」（『解放理論と親鸞の思想』P265）と唱えるのである。

これが、小森氏の語る「差別を克服しうるにたりる主体的人間」なるものである。

小森氏は差別主義煽動―攻撃への屈伏を前提として、「差別された部落民の生死などおかまいなしに」、差別主義煽動―攻撃をかける差別者、ファシスト、権力も「疎外されているのだ」として、差別者の「疎外克服」をなしうる部落民の「主体形成」のために、「差別者の心の奥底まで同情をもって入りこむ」「部落民の自己対象化能力」を部落大衆に要求し、差別者と己れの共通性、普遍性を観念界に追い求めた結果、「人間界と外界自然の法則」「他力」を発見し、そこに身をゆだねることが「人間疎外の克服」「差別の克服」であるとうちだしているのだ。

これは、差別の現実からの逃避＝屈従以外の何物でもない。更に、差別の現実を前にしては差別への怒りが差別の原因で

虐殺―狭山闘争解体攻撃を頂点に、「地改法」攻撃をもって部落大衆の生活基盤の破壊と部落解放運動解体攻撃に一挙にふみだし、差別糾弾闘争の非合法化を策し、更に、ファシスト、差別主義集団の差別主義攻撃を駆使して総展開されているのだ。

日帝は、反革命戦争とファシズムの突撃の下における新たな部落差別支配攻撃として、三百万部落民に対し、差別・迫害、貧困、死・虐殺を強制せんとしているのだ。

綱領改「正」案では、とりわけ、石川氏獄死虐殺攻撃、権力、ファシスト、差別主義集団による差別主義煽動＝戦争とファシズム突撃下における悪質な差別事件の激発と差別糾弾闘争―部落解放運動解体攻撃の分析が欠落している。

②部落差別の本質―部落差別の歴史的社会的根拠
綱領改「正」案の部落差別の本質認識は、「封建遺制の温存、利用」「市民的権利と自由の侵害」である。

「封建遺制の温存、利用」論は、六〇年代―七〇年代の部落解放運動の理論的格闘を清算し、日共の「封建遺制論」に屈伏したものと云わねばならない。

日帝の帝国主義部落政策の総展開の下での激化する部落差別と部落大衆の生活破壊は、資本制社会（国家）に部落差別の存続の根拠があることをつきだしている。

あるとして、部落民の感性の自己滅却＝抹殺をすすめんとするものである。

小森氏の語る「差別を克服しうるにたりる主体的人間」とは、日帝の帝国主義部落政策の総展開とファシスト、差別主義集団の差別主義煽動―攻撃に屈伏した「部落解放」とは名ばかりの、差別に耐え、部落民の感性の抹殺をはかる反動的融和主義思想である。

（４）綱領改「正」案の部落差別の本質認識について

①部落差別の実態―部落民の生活の現実

綱領改「正」案は、「封建遺制」としての部落差別の「温存、利用」と、部落大衆の生活の実態が切断され、日帝の帝国主義部落政策の分析、評価を欠落させて、特措法十三年の闘いの全面評価を背景に、そこから逆転して部落差別の実態―部落民の生活の現実を示している。

我々は、部落差別の実態―部落民の生活の現実を、日帝の帝国主義部落政策の評価を通して明らかにしなければならぬ。

日帝は、八・九部落民虐殺宣言を転換点とし、「地改法」攻撃をもって、帝国主義部落政策の総展開に突入している。

日帝の帝国主義部落政策は、敵の側からの六〇年代―七〇年代部落解放運動の反革命的総括にもとづいて、石川氏獄死

にもかかわらず、綱領改「正」案は、一方で、日帝の帝国主義部落政策の分析、評価を放棄することによって、他方で「前近代社会から今日に至るもなお階級の搾取とその政治的支配の手段である身分差別」に示されるように、封建制社会における経済的強制―身分差別の延長上で資本制社会における部落差別の現実をとらえ、「市民的権利と自由」のカチゴリーに現実をおしこむことによって、「封建遺制の温存利用」「市民的権利と自由の侵害」と規定している。

ここでは、三百万部落民の現実の制約から出発するのではなく、ブルジョア革命―資本制社会の「自由・平等・博愛」の理念から出発し、これを前提として資本制社会における差別の存続の内在的根拠を否定し、しかし厳存する部落差別を明らかにするために「封建遺制の温存、利用」論をうちだしたのである。

これは、資本制社会における民族差別、沖縄差別、アイヌ差別、部落差別、「障害者」差別の現実を全く無視したものであり、資本家階級の下への労働者階級の経済的隷属を基礎とした「自由・平等・博愛」の理念の本質を暴きだすことなく、それに屈伏し、更に、資本制社会が私有財産社会＝奴隷制社会の歴史を最後の段階として総括した階級社会であることすらも消し去ったものである。

差別は、封建制社会に固有のものではなく、分業・私

的所有階級支配の属性としての差別的諸關係（差別觀念）である。

資本制生産は、原始的蓄積Ⅱ出発において共同体的紐帯と生産手段から「自由」な労働者を生みだし、「自由・平等・博愛」の理念を生みだすが、資本制生産は自由・平等の外観の中で（流通によって隠蔽されているが）、資本家の下への隷屬Ⅰ一つの強制労働としてあり、機械制大工業においては専制支配Ⅰ位階制・指揮権として確立・発展している社会であり、私有財産社会Ⅱ奴隸制社会の最後の発展段階としてある。こうして階級社会としての共通性と特質において、資本の論理（利潤の増殖と蓄積Ⅰそのための労働編成と人口法則）と資本家階級Ⅱ支配階級の国家による支配に適合する限り、民族的・宗教的・人種的・身分的・性的等々の差別・抑圧を再編成的に存続、再生産させているのだ。

◎綱領改「正」案は、「封建遺制の温存、利用」論にみあって、明治維新評価から日帝の戦後「高成長」の過程をつかみなおしている。

明治維新Ⅰ「解放令」評価をめぐって、資本制社会に差別の存続の根拠がないとしたために、天皇制と部落差別の存在を「封建的身分制度の再編」とし、更には逆転して、明治維新のブルジョア革命としての性格をも否定しているのである。

（明治維新Ⅰ天皇制権力の評価は（5）で再度述べる）

綱領改「正」案の日本資本主義の歴史と部落差別の把握は、日本資本主義（日本帝国主義）が、部落差別をいかに利用したのか、何故利用しえたのかの核心点にふれることなく、又、明治維新、日本資本主義の原蓄、帝国主義的發展、「戦後改革」、日帝の「高成長」をそれぞれ切断することによって、部落差別が資本の論理、階級支配に適合して再編されたことをうち消すものとなっている。

そして、綱領改「正」案は、部落差別の社会的政治的根拠として「労働者の無権利、低賃金によるコストの安い商品生産のために、部落差別を利用し、労働者階級、勤労諸階層に分断をかけ、管理主義を強化し続け」また、民主化に抵抗して部落差別をはじめ、あらゆる差別を利用し反動化をおしすすめている」と述べている。

改「正」案の部落差別の社会的政治的根拠の把握は、「労働者の無権利、低賃金」として労働力商品の再生産費からのみ位置づけられており、直接的生産過程や労働市場の問題、更には日本資本主義の特質も無視欠落し、そして、階級支配の手段であることを否定し、「反動化」の手段に歪曲し、「戦後民主化」において天皇（制）の存続を無視、黙殺することと表裏一体に、部落差別があたかも「解消過程」にあったかの如く描きだしている。

◎資本制社会における部落差別の存続の内在的根拠の解明のために、差別の歴史的発生と政治的社会的経済的定立の構造をつかまねばならない。

我々は、人間存在の本質的把握を基礎とした類型的（社会的）生産の本質的構造の解明を通した人間史の史的唯物論的解明にたち、階級支配Ⅰ国家の発生と差別の発生を解明しなければならぬ。

生産力の発展Ⅰ分業の発展は、私的所有を発生し、階級支配とその機関Ⅱ国家を発生する。

国家は、生産手段を所有する階級による生産手段を所有しない階級に対する政治的普遍的支配のための抑圧機関であるが、自然の人間に対する制約の共通Ⅱ共同体的突破と、他の社会への対抗という「共同利害」を体現し、共同体的普遍者として振舞う幻想的共同体である。（内部における階級利害の本質的対立において対自然・對他共同体という構造を有する）

ここにおいて、疎外された共同意識Ⅱ共同幻想觀念と共同體からの排除Ⅱ差別觀念が発生する。

差別として転化し自立するのは幻想的共同体による排除Ⅰ抑圧という点にある。

階級支配Ⅱ国家・共同体的支配の貫徹のための分断・支配が差別を成立させるのである。

分断・支配のテコとしての区別性の差別性への転化が、物神化構造をもって生起する。（物神化とは、社会的諸關係のその担い手である素材的要素を、これらの物そのものが原因のように転倒させ運命化させる構造である）

この差別（觀念）の固定的再生産Ⅰ政治的社会的経済的定立をもって、分業・私有財産秩序への内在化Ⅱ本格的定立に入り、階級關係Ⅰ生活条件の区別（既に差別的諸關係におかれている）が自然的必然的のごときものとして定立するのである。

従って、差別は、分業・私的所有Ⅰ階級支配（社会的隷屬状態）の属性としての差別諸關係（差別觀念・意識）といいうるのである。

この差別の発生をふまえ、部落差別の政治的社会的経済的定立と資本主義的再編成を明らかにしたい。

◎部落差別は、封建制社会におけるそれ以上の社会的差別關係（賤民制）を基礎とし条件とし、直接的には、徳川幕藩体制期、動揺する封建的階級支配の維持のために、支配階級が導入した身分制度によって封建的階級制度を支える「基盤」として、政治的に定立されたものである。

封建制においては、階級は身分として転化・現象（階級支配の身分支配への転化）し、直接的に階級支配と結合された

差別である。

この固定化によって「生まれ」「家系」あるいは「職業」の属性であるかのように転化するこれ自体、社会（の段階）の物神化構造と共通性を有しており、「出身」「家系」によると見えるのも物神性に屈伏しておこるのである。

そして、制度的世襲的に定立された身分差別Ⅱ部落差別を社会的経済的に基礎づけるものとして固定的に定立された職業が、部落差別の再生産の社会的経済的条件・基礎として前提化されていくという構造を有しているのである。

このように、部落差別の定立の構造を、政治的社会的経済的に立体的に把むことが必要である。

日共スタに端的な部落差別の近世政治起源説においては、政治は、単なる支配階級の政策としてのみ一面化されている。

日共スタの近世政治起源説は、端的には一方に支配階級としての武士階級を中心とする貴族、僧侶があり、他方に農民を中心とする被支配階級があり、被支配階級を支配・搾取するために、身分差別政策を政策として展開するというものであり、正確には近世政策起源説というべきものである。

この誤りは、人間存在の本質的把握を基礎とする人間史的唯物論的説明に関して、人間存在を「自然的感性的対象的存在」として把握するのではなく、単なる感覚として把握し、人間史の矛盾を、人間と自然の矛盾として類的（社会的）

对象的現実的に把握するのではなく、感覚と外部の独立した物質の矛盾として把握し、従って類的（社会的）生産の本質的構造を説明しえず、生産物の本質的説明や、意識の本質的説明をなしえない。そこから、階級と階級支配の発生、国家の発生の構造について、生産物（＝生産手段）の私的所有が、何故、他人の労働に対する支配Ⅱ社会的隷属であるのかを欠落させ、生産手段を領有した経済的支配階級による生産手段を所有しない階級に対する支配Ⅱ社会的隷属との関係を欠落させて政治支配をたて、従って政策としてしか政治支配を把むことができず、又、国家が共同体的普遍者として振舞う幻想的共同体であることを決して対象化できず、更に、人間の歴史を、生産力と生産諸関係の矛盾として、客観主義的に、階級闘争の意義を欠落させて評論することになるのである。

このような機械的唯物論に基づいて日共スタの近世政治起源説Ⅱ近世政策起源説はあるのであり、日本における階級支配Ⅱ国家の歴史の中での賤民制の必然性と根拠の対象化を決してなしえない。

⑤封建制社会における部落差別の政治的社会的経済的定立の構造をおさえ、この資本主義的再編成をみてみたい。

部落差別は、資本主義社会の形成時、部落差別（をはじめとした諸種の差別）を手段とし、一環とした資本の原始的蓄

積を通したブルジョア国家Ⅰ政治的社会的諸関係Ⅱ沖繩（琉球）併合とアイヌ隷属化を決定的条件としているⅢブルジョア階級支配・階級関係の出発点的定立、及びこの階級的定立構造に規定されて、資本主義社会Ⅱ賃金奴隷制度の確立・発展・没落の全過程を貫いて、部落差別が（天皇Ⅱ政治的身分の再生産を対極として）政治的には国家による階級支配の手段として固定化され、社会的経済的基礎と共に再生産していくものとして再編成的に定立されたのである。

資本制社会における部落差別の存立の経済的根拠の一つである相対的過剰人口の問題を明らかにする。

「相対的過剰人口は、資本主義的蓄積のテコに、じつに資本主義的生産様式の一つの存在条件になる」

「この過剰人口は、資本の変転する増殖要求のためにいつでも搾取できる人間材料を現実の人口増加の制限にかかわらずなくつくりだす」

「近代産業の全運動形態は労働者人口の一部分が絶えず失業者または半失業に転化することから生ずる」

「このような近代産業の特有な生活過程（注・景気循環をさす）は、人類の過去のどの時代にもみられないものである」（『資本論』）

このように、資本制社会は、それまでの社会とは区別された独自の性格をもつものであり、従って、資本主義的生産様

式は、歴史上初めて、共同体の一部を経済上全く疎外Ⅰ排除することができるといふ恐るべき性格をもつのである。

これは、部落民の固有の産業を奪ったうえに共同体から排除しうる経済的根拠であり、身分差別が「制度上、政治上」「解決」されようと、社会的経済的根拠が自立して成立し、差別を存続させることを意味する。

不徹底なブルジョア革命である明治維新によって確立された天皇制権力Ⅱブルジョア国家権力の下で、封建的身分制度は、天皇制を頂点とする資本主義的身分制度に再編され、部落民は、天皇の対極におかれたのであり、そして、資本主義的身分制は、日帝の形成過程にくみこまれたのである。

日本資本主義の原始的蓄積を通じた確立と帝國主義的発展は、部落民の固有の産業を奪いさり、地主Ⅰ小作関係の下でわずかな農地を奪い、高額な小作料を収奪し、部落民に差別と貧民化をますます強制した。

そして、「日清」「日露」戦争を通じて形成された日本帝國主義は、琉球併合、アイヌ隷属化を決定的条件とした日帝國家の確立の下で、朝鮮、アジアへの帝國主義的侵略と民族排外主義をおしすすめ、排外主義と統一されて、部落差別を助長、拡大したのである。

以上より、今日の部落差別の本質は、資本主義社会における分業を基礎とした生産諸関係Ⅰ社会的諸関係（秩序）に本

質的な社会的存立根拠をもち、部落民に対する身分的差別支配が、資本制生産様式の下への労働者階級の経済的隷属を基礎とした国家による全人民への支配・抑圧を媒介するものとしてあり、封建的身分差別的資本主義的に再編された資本主義的身分制である。

◎最後に、綱領改「正」案の差別意識の把握を検討する。

綱領改「正」案は、差別意識（観念）の言葉すら存在せず、「ロボット化、コンピュータ化のもとにおいては、ますます人間疎外を強め、その慢性的疎外感が新たな差別的拡大再生産の条件となっている」と述べている。

ここでは、小森氏の「疎外論」に朝田テーゼの「社会意識としての差別観念」命題を全て押しこんでしまっている。

小森氏は「『社会意識としての差別観念』の問題を人間の疎外状況の問題としてとらえる」と述べている。（『第一集』より）

しかも「社会意識としての差別観念」の問題が、何故「人間の疎外状況の問題」としてとらえることができるのかが問題である。

仮に、小森氏が言うように「支配階級が階級支配のために、疎外感の一変形である優越感や、上みて暮す下みて暮せ、支配的エゴイズムを利用」しようとも、資本制社会（国家）

の差別的諸関係において一般民が個体史の中で身につけてきた差別性―差別意識、差別感情に依拠して、差別主義煽動があるのである。

小森氏の「疎外論」に差別意識の問題をおしこむことは、問題のスリカエである。

更にそれだけではない。

差別意識・観念は、資本制社会（国家）の差別的諸関係を根拠としているのである。

小森氏の「疎外論」の主体であるブルジョア的自我は歴史的社会的に一切無規定な存在であり、小森氏は、現実の諸個人を、それを規定している歴史的社会的政治的諸関係から切断して、精神労働、意識における疎外を問題にし、この「疎外の克服」による差別意識の克服をたてる。しかし、現実の本質的に切断することなどなしえず、差別意識の根拠たる差別的諸関係はそのままであり、従って差別意識を根深く定着させたまま、説教を唱えるしかないのである。

すでに述べたように、私有財産秩序―階級支配が差別を生みだすが、それは幻想的共同体において現実的構造をとるのであり、国家・共同体（イデオロギー）に屈伏し、それへの普遍的対抗がない限り、差別的諸関係に屈伏し、差別意識もまた再生産されるのである。

綱領改「正」案の差別意識の「人間疎外」へのスリカエは、

反革命戦争とファシズムへの突撃の下での権力、ファシスト、差別主義集団の差別主義煽動への屈伏を結果するものといわねばならない。

(5) 綱領改「正」案の資本主義把握と国家権力把握について

①小ブル的改良主義的資本主義把握

綱領改「正」案の資本主義把握は、

「近代社会から今日に至るもなお階級的搾取とその政治的支配の手段である身分差別」

「労働者階級、勤労大衆は若干の生活向上を見たとはいえ、管理強化と失業をもたらすロボット化、コンピュータ化のもとにおいてはますます人間疎外を強めている」

「先進資本主義国として発展をとり高度に発展した生産技術を駆使する段階になって、更になお、資本主義の私的所有一からくる矛盾は拡大の一途をたどり、労働者の無権利、低賃金によるコストの安い商品生産のために」

「真の民主化」

につき出されている。

「近代社会から今日に至るもなお階級的搾取」の規定は、封建的搾取と資本主義的搾取の相違、封建的生産様式と資本主義的生産様式の相違を明らかにせず、封建的搾取・収奪に

反対するものとして、資本主義的搾取の改良を求めていることを示している。

そして、何よりも、日本帝国主義の戦後発展の評価である。

第一次案の「先進資本主義国に発展をとり高度に発達した生産技術を駆使するようになって」は、第二次案では「……駆使する段階になって、更になお、資本主義の私的所有一からくる矛盾は拡大の一途をたどり」と変更しているが、表現上の変更にすぎず、かつ、「資本主義の私的所有一からくる矛盾の拡大」も何ら内容展開は行わず、(一)での「若干の生活向上を見た」のうえに語っているにすぎない。

これは、帝国主義本国一部ブルジョアと中小ブルを基盤とした日帝の全面賛美以外の何物でもない。

日帝の戦後発展は、日帝の反革命対外進出によるアジア人民・「後進国」人民への敵対・搾取・収奪と、国内での合理化の極限的推進―首切り倒産攻撃、下層労働者・被差別大衆への矛盾の徹底した集中を通してあったのであり、更に、今日、日帝は、体制的危機の深まりの中で、アジア・全世界人民に対する反革命戦争に突撃しているのだ。この日帝を全面賛美し、運命を共にすると言うのか！

そして、「高度な生産技術の発達」は、機械体系―生産手段の資本家的私有的下において、機械の技術過程に単なる付属品として従属させられた労働者階級の社会的隷属の絶望的

的補完にすぎぬ天皇(制)を解体していくことが課題である。このためにも、政治支配ブルジョア国家の一環としての天皇制であるが、天皇制が何故、かつては、天皇制権力↓天皇制ファシズム権力として政治体制の基軸たりえ、今日また一環となりつづけ、新たな支柱としての飛躍を目指しうるのかを、物神化の構造に即して立体的に解明しなければならぬ。

明治維新を通して確立された天皇制権力は、排外主義、差別主義を存立の条件とし、かつそれを成立根拠としたブルジョア国家権力である。

すなわち、アイヌ民族を最終的に民族として抹殺し、沖縄(琉球孤)人民を最終的に隷属化させ、「大和民族」一「単一国家」としての国家権力の掌握こそが、近代において日本国家が諸外国列強に対して延命できる道であるとしてふみだしたに他ならない。

まさに、天皇(制)が特殊な位置と意義をもったのは、そもそも島社会である中で、多民族少数国家群である日本において「単一」「民族」国家形成が不可能であるにもかかわらず、なそうとしてきた方法と手口の中に、天皇制―大和朝廷以来のものが貫ぬかれ、変容しつつ、力をもつてきたのであり、「万世一系」などという方便自身が逆に支配階級のくり返しのアキレス腱になっているのである。

近代百年の天皇制を基軸、ないし一環とした国家権力は、資本制生産様式を基礎とするブルジョア国家権力であり、日本(史)における成立―存立は、天皇制の歴史と存在に表現される差別―排外―同化―殲滅の歴史と方法―手口を条件とし、それ自身を本質のみならず現実的にも武装力をもって貫徹してゆくことにおいてはじめて定立しえ、存続しえてきたのだという事である。

我々は、まず日本史―世界史を階級闘争の歴史として再構築しつつ、幾千万プロレタリアート、被差別民族・大衆の屍の上にその無念さをひきうけ、階級社会の全歴史(―「賤民史」)に終止符をうつプロレタリア共産主義革命の勝利にむけて前進しなければならぬ。

今日、日帝の反革命戦争とファシズムへの突撃の中で、プロレタリア運動と部落解放運動―被差別大衆解放運動の革命的結合を軸とする革命的階級形成を基礎に、天皇(制)を一環とする日帝国家権力の打倒にむけたプロレタリア権力闘争の飛躍を闘いとることこそ、日本プロレタリアート人民の革命的任務である。

解放歌

作者 柴田 啓蔵
大正十二年四月 作詞

一、あ、解放の旗たかく
水平線にひるがえり
光と使命荷いたつ
三百万の兄弟は
今や奴隷の鉄鎖断ち
自由のために戦はん

二、われらはかつて炎天下
地に足灼きしはだしの子
惨虐の鞭触るとき
鮮血かざる荆棘の
断頭台下露しげく
鬼哭啾々地は暗し

三、鬼神もおののく迫害や
天地もふるう圧制に
魂砕き胸やぶり
恨みをこめてとこしえの
墳墓にさらす屍の
上に築きし奴隷国

四、櫛風霖雨千余年
九天めぐる太陽も
蒼穹さゆる月さえも
われらのために照らざりき
饗宴乱舞に散る花も
われらがために咲かざりき

五、あ、虐げに苦しめる
三百万の兄弟よ
踏みじゃられしわが正義
奪いかえすは今なるぞ
涙は愛いのためならず
決然立って武装せよ

六、一致団結死をちかひ
堂々正義のみちゆかん
われらを阻むものあらば
断々平として破砕せよ
行くて遮るものあらば
一刀両断あらんのみ

七、あ、友愛のあつき血を
むすぶわれらが団結の
力はやがて愛いなき
全人類の祝福を
かざる未来の建設に
殉義の星と輝かん

編集後記

兄弟姉妹同志諸君！
いよいよ、青年同盟機関誌の発刊である。
社民―こえ派による我々への「処分」恫喝
をしりめに、我々は大胆に前進するであろう。
「正しいものは勝つ」―これは歴史の必然で
ある。

南朝鮮やフィリピン、パレスチナ、中南米
等、全世界で闘い抜く人々や、革命運動をに
なした人々の苦闘に思いをはせれば、今、我
々が直面している事態など、まだまだ生ぬる
いのであって、「絶望と混迷」にひたりきつて
いる場合ではない。

自分達の現状の真只中から、飛躍していく
回路を自分自身の必死の格闘において、つ
かみきつていかねばならない。

『発刊にあたって』は、全水青年同盟の選
民を参考に作成した。今さらながら、当時の
格闘の凄さに胸ふるえ、自らの闘いの生やさ
しさに恥いる。

とにかく、決戦前哨戦の火ブタは、切って
おとされたのだから、勝ち抜くべく真一文字
に突進するのみ！

編集・発行 全国部落解放青年同盟

発行日

一九八四年十月三十一日

連絡先

大阪市西区北堀江三十一番一十九

番一室 西村五〇六号

〇六(五四三)〇〇四三三

定価

五〇〇円